

令和5年度版

犯罪被害者等支援ハンドブック

資料編



犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

秋 田 県

資料編目次

1. 各機関・団体の概要	1
2. ニーズに応じた解決手段	8
3. 相談機関一覧	
1 総合相談	23
2 暴力団に関する相談	29
3 交通事故に関する相談	30
4 経済的救済に関する相談	33
5 住居に関する相談	37
6 労働に関する相談	38
7 子どもに関する相談	41
8 女性、男女間暴力、性犯罪、性暴力に関する相談	44
9 精神保健に関する相談	47
10 高齢者に関する相談	48
11 消費生活に関する相談	49
12 その他	53

1. 各機関・団体の概要

(1) 県・市町村

総合的な犯罪被害者等施策の推進や犯罪被害者等に対する相談・支援、住民を対象とした相談や保健・福祉・住宅その他様々な分野における住民サービスの提供を行っています。

①犯罪被害者等に対する総合的な支援窓口

- ・ 県及び市町村に設置されています。
- ・ 犯罪被害者等への相談業務、国・他地方公共団体やその他の関係機関・団体が行っている支援に関する情報提供、犯罪被害者等が必要な支援をスムーズに受けられるよう、関係機関・団体との連絡、調整を行っています。 (P23)
- ・ 遺族見舞金や障害見舞金の申請相談は、市町村で対応します (P24, 25)

②精神保健福祉センター

- ・ 県の子ども・女性・障害者相談センター精神保健福祉部に設置されています。
- ・ 心の健康相談等、精神保健福祉に関する業務を行っています。 (P47)

③保健所

- ・ 県の地域振興局福祉環境部及び中核市（秋田市）に設置されています。
- ・ 心や体に対する健康相談や保健、医療、食品衛生、環境保全及び産業廃棄物（秋田市は保健所でなく、環境部が所管）等に関する指導、監督、相談等の業務を行っています。 (P47, 48)

④福祉事務所

- ・ 市及び県の地域振興局福祉環境部（大館、山本、秋田、平鹿）に設置されています。
- ・ 生活保護や女性・児童に関する様々な支援等の福祉関係業務を行っています。 (P33, 34, 35)

⑤女性相談所

- ・ 県の子ども・女性・障害者相談センター児童女性相談部に設置されています。
- ・ 女性が抱える問題・様々な悩みに関する相談、配偶者からの暴力（DV）に対する様々な支援を行っています。 (P45)
- ・ 県福祉事務所においてもDV被害者の相談や支援等を行っています。 (P45)

⑥児童相談所

- ・ 県の子ども・女性・障害者相談センター児童女性相談部（中央児童相談所）に設置されているほか、北児童相談所（大館市）、南児童相談所（横手市）があります。
- ・ 虐待された児童の保護や児童に関する様々な支援等を行っています。また、非行児童に対する相談援助も行っています。（P42）
- ・ 児童相談所の他に、大館・山本・秋田・平鹿の各地域振興局福祉環境部内にある家庭児童相談室でも、育児・非行・心身障害・情緒不安定・いじめ・虐待等に関する相談を行っています。（P42）
- ・ 秋田市子ども未来センターでも子育てと女性の悩み、家庭教育等の相談をおこなっています。（P43）

⑦児童・福祉関係手当

- ・ ひとり親世帯や障害者に対する様々な手当等の給付については、各市町村で行っています。
- ・ また、これらの相談は、福祉事務所で行っています。（P33, 34, 35）

⑧高齢者、障害者支援

- ・ 秋田県高齢者総合相談・生活支援センターで相談を受け付けています。（P48）

⑨国民健康保険、後期高齢者医療制度

- ・ 国民健康保険については市町村、後期高齢者医療制度については、秋田県後期高齢者医療広域連合が実施していますが、各種手続きは市町村で受付しています。（P24, 25）

⑩消費生活相談

- ・ 県生活センターで消費生活に関する相談、表示の適正化や悪質事業者に対する指導、多重債務問題に関する相談等を行っています。（P50）
- ・ 各市町村でも消費生活に関する相談を行っています。（P50, 51）

⑪公営住宅の入居

- ・ 県及び市町村では、安価で良質な賃貸住宅等の供給を行っています。
- ・ また、県及び一部の市町村では、DV被害者をはじめとした犯罪被害者等に対する公営住宅への優遇入居や入居に対する配慮等の支援を行っています。（P37）

⑫N P O ・ ボランティア支援

- ・ 県及び市町村の社会福祉協議会では、ボランティアセンターを設置しており、N P O ・ ボランティア団体活動の啓発や相談、登録、活動先の斡旋・仲介を行っています。（P36）

⑬学校教育

- ・ 各市町村には教育委員会が設置されており、義務教育（小・中学校）に関する管理・運営業務を行っています。
 - ・ また、県の教育委員会（教育庁）では、県立学校の管理・運営や市町村教育委員会に対する指導、いじめや学校生活などに関する相談等を行っています。
- (P42, 43)

⑭交通事故相談

- ・ 県生活センターで交通事故に関する様々な相談を行っています。 (P30)

⑮労働者支援

- ・ 県において解雇、賃金等の各種労働問題についての相談窓口等の情報提供を行っています。 (P38)

⑯税務関係

- ・ 県及び市町村では、それぞれ県税又は市町村税に関する事務を行っています。 (P23, 24, 25, 36, 37)

⑰戸籍・住民基本台帳関係

- ・ 戸籍及び住民基本台帳（住民票の交付等）に関する業務は、各市町村で行っています。 (P24, 25)

⑱社会福祉協議会

- ・ 県及び各市町村に設置され、地域福祉の充実を目指し、社会福祉に関する相談や生活福祉資金貸付事業等を実施しています。 (P36)

(2) 県警察 (P25, 26, 29, 30, 31, 41, 42, 55)

- ・ 事件捜査を行う県の機関です。
- ・ 性犯罪をはじめとした犯罪被害者、DV・ストーカー被害者に関する相談や支援、あるいは少年、暴力団、悪質商法などに関する相談なども行っています。
- ・ 公的機関として被害の届出を最初に受けることが多く、また、被疑者の検挙、被害の回復・軽減、再発防止等の面で犯罪被害者等と最も密接に関わることが多い機関です。
- ・ この他、殺人事件や傷害事件等の身体犯被害者を対象とした犯罪被害者等給付金に関する業務も行っています。

(3) (公社) 秋田被害者支援センター (P26, 46, 55)

- ・ 交通事故や犯罪等の被害に悩む方々の「サポーター」として設立されたボラン

ティア団体で、県公安委員会指定の「犯罪被害者等早期援助団体」です。

- ・ 支援員により、電話相談や面接相談を受ける他、病院や裁判所等への付き添い、傷害・強盗致傷・特定の性犯罪被害者等及びストーカー行為に対して一定の条件のもと治療費や再被害防止等のための転居費用の補助、犯罪被害者等給付金申請の補助、被害者の置かれた現状と支援の必要性を社会に周知する広報・啓発活動等を行っています。

(4) ほっとハートあきた（あきた性暴力被害者サポートセンター）(P44)

- ・ 性暴力被害者に、被害直後から総合的な支援を可能な限り一か所で提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るため、平成29年10月に県が設立し、(公社)秋田被害者支援センターに業務委託をしています。令和4年6月から、AV出演被害に関する相談への対応も行っております。
- ・ 相談者及びその家族等からの電話・面接・メールによる相談を受ける他、相談者の要請に応じ、医療機関、裁判所等への付添い、性暴力被害に伴う処置・検査等を行う産婦人科医療機関の紹介、緊急避妊措置、性感染症検査等に要した費用の助成、臨床心理士等によるカウンセリングの提供、弁護士等の紹介及び相談者の状況に応じ、女性相談所、児童相談所等の専門的支援機関の紹介と、これらの機関への相談内容の引継ぎ等を行っています。

(5) 地方検察庁 (P27)

- ・ 犯罪を捜査し、刑事事件に関し加害者を裁判にかけるか否かを決めたり、裁判で法の正当な適用を請求したりします。また、被害者から直接告訴を受けることもあります。
- ・ これらの他、犯罪被害者からの様々な相談に応じたり、犯罪被害者等へ事件に関する情報を提供したりしています。

(6) 地方裁判所 (P27)

- ・ 罪を犯した疑いがある人が有罪か無罪か等を判断する刑事裁判と、私人間の紛争を法律的に解決する民事裁判を行います。刑事裁判手続きでは、犯罪によって被害を受けた方等を保護するための様々な制度が設けられています。

(7) 家庭裁判所 (P27)

- ・ 非行少年について、調査、審判等を行います。
- ・ 少年審判手続きでは、少年犯罪によって被害を受けた方等に配慮した様々な制度が設けられています。
- ・ 夫婦や親子関係等の争いごとを解決するために、審判や調停等も行っています。

(8) 檢察審査会 (P27)

- ・ 檢察官による不起訴処分に不服がある犯罪被害者や告訴人等から申し立てを受けた場合等に、その処分が妥当であるかどうかを審査する機関です。
- ・ 秋田地方裁判所及び大館・能代・大曲の各支部内にあります。

(9) 海上保安部 (P53)

- ・ 海上で犯罪が発生した場合は、犯罪捜査機関として適切な審査を行うとともに、被害を受けた方々の保護・支援のための各種取組を実施しています。

(10) 日本司法支援センター（法テラス）(P28)

- ・ 総合法律支援法に基づいて設立された公的な法人で、①刑事手続の流れや各種支援制度等、法制度に関する情報の提供、②犯罪被害者支援を行っている相談窓口の案内、③犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介、④被害者参加制度に基づく国選被害者参加弁護人の選任補助等を行っています。
- ・ また、各種法律相談や資力に乏しい方による裁判の提訴等を支援する民事法律扶助等の業務も行っています。

(11) 弁護士会 (P28, 43)

- ・ 弁護士法に基づいて地方裁判所の区域（管轄）毎に設置され、その区域に法律事務所を設けている全弁護士と弁護士法人を会員とする団体です。
- ・ 犯罪被害者等や一般市民等を対象とした弁護士による法律相談等を行っています。なお、被害者専用窓口の場合は、初回無料の場合もあります。

(12) 司法書士会 (P55)

- ・ 司法書士法に基づいて法務局又は地方法務局の管轄区毎に設置され、その区域の司法書士を会員とする団体です。司法書士は、不動産取引や会社設立等における登記手続きの代理、簡易裁判所における民事事件の訴訟代理（140万円を超えない）のほか、裁判所・検察庁・法務局に提出するあらゆる書類の作成を手がけています。

(13) 矯正管区

- ・ 法務省矯正局の地方支分部局として全国8か所（東北は仙台市）に設置され、その管轄区域の刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所が適切に管理運営されるよう監督を行っています。

刑務所 : 主として受刑者を収容し、処遇を行う施設

少年刑務所 : 主として少年等の受刑者を収容し、処遇を行う施設

拘置所 : 主として刑事裁判が確定していない未決拘禁者を収容する施設

少年院：家庭裁判所から保護処分として送致された少年等に対し、再び犯罪・非行を犯さないよう、健全な育成を図ることを目的として矯正教育を行う施設

少年鑑別所：主として家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を収容し、その心身の状態等について専門的な調査や診断を行う施設

※ 仙台矯正管区 〒984-0825 仙台市若林区古城3-23-1
☎022-286-0111

(14) 地方更生保護委員会

- 高等裁判所の管轄区域ごとに全国8か所（東北は仙台市）と沖縄県那覇市に那覇分室が設置され、加害者の仮釈放等を許す旨の決定及び仮釈放を取り消す旨の決定等をする合議機関です。

※ 東北地方更生保護委員会 〒980-0812 仙台市青葉区片平1-3-1
仙台法務総合庁舎4階
☎022-221-3536

(15) 保護観察所 (P28)

- 地方裁判所の管轄地域ごとに全国50か所に設置され、保護観察や精神保健観察などを行う法務省所管の機関です。保護観察中の加害者が再び犯罪・非行をすることのないよう、期間中、指導監督等をするとともに、犯罪被害者等の心情等を伝達し、保護観察中の加害者に被害の実情等を直視させて、反省や悔悟の情を深めさせることも行っています。

(16) 法務局 (P43, 45)

- 人権相談所を設置し、様々な人権問題について相談に応じています。犯罪被害者等に対する人権侵害の疑いのある事案については、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じています。

(17) 外国人在留総合インフォメーションセンター

- 各地方入国管理局・支局に設置され、入国手続きや在留手続等に関する問い合わせに応じています。電話や訪問によるお問い合わせに日本語だけでなく、外国語（英語、韓国語、中国語、スペイン語等）でも対応しています。

メール相談（対応言語：日本語、英語）アドレス info-tokyou@i.moj.go.jp

※仙台外国人在留総合インフォメーションセンター

〒983-0842 仙台市宮城野区五輪1-3-20

専用電話：0570-013904 (IP, 海外：03-5796-7112)

平日 午前8:45～午後4:30

(18) 労働局・労働基準監督署 (P38, 40)

- ・ 労働基準法のほか、労働安全衛生法、じん肺法、最低賃金法、家内労働法、賃金の支払の確保等に関する法律、労働者災害補償保険法等の法令等に基づき、労働条件確保・改善指導、安全衛生の指導、労災保険の給付等の業務を行っています。

(19) ポリテクセンター秋田、技術専門校 (P40)

- ・ 求職者や在職者の職業訓練や職業能力開発等を行っています。

(20) 公共職業安定所（ハローワーク）(P39)

- ・ 職業安定法に基づいて全国に設置される国の行政機関で、職業紹介、雇用対策、雇用保険制度運営等を行っています。

(21) あきた就職活動支援センター (P39)

- ・ カウンセリングや各種セミナーによる就職支援を行っています。

(22) 年金事務所 (P54)

- ・ 年金や社会保険に関する事務を扱っています。

(23) 税務署 (P36)

- ・ 所得税、法人税、消費税等の国税に関する事務を扱っています。

2. ニーズに応じた解決手段

ここでは、よくある相談内容と、それに対応し得る代表的な支援・制度を記載します。

※ 支援や制度によっては、細かい条件があり、該当しない場合があります。

注) ●=原則すべての人が対象となる支援等 ★=対象要件がある支援等

(1) 総合的相談

- ・被害に遭い、どうしてよいかわからない、どこに相談してよいかわからない
- ・多くの課題、問題がありすぎて、何から相談したらよいのかわからない

●各種総合相談窓口

犯罪被害者支援の知識や経験を持った支援者が、課題、問題の整理から相談に応じます。

(連絡先) (公社) 秋田被害者支援センター (P26)

警察署・警察本部 (P25, 26)

県 (P23)、市町村 (P24, 25)、法テラス (P28)

(2) 心身の不調

精神的につらい、体調が悪い

●受診相談、悩み相談

心身の健康問題について話を聴き、必要に応じて、医療機関の紹介等を行います。

機関・団体によっては、心理学や精神医学等の専門知識を持った支援者が対応します。

(連絡先) 子ども・女性・障害者相談センター精神保健福祉部 (精神保健福祉センター) (P47)、保健所 (P47, 48)

(公社) 秋田被害者支援センター (P26)

警察署・警察本部 (P25, 26)

被害に遭った人同士で気持ちを共有したい

●自助グループへの参加

犯罪被害者等が複数名集まり、心情の共有だけでなく、様々な支援に関する率直な意見交換、情報交換を行うことができます。現在、「交通死亡事故被害者の会」の自助グループがあります。

(連絡先) (公社) 秋田被害者支援センター (P26)

(3) 生活上の問題

①仕事上の困難

職場で不合理な対応にあった

●労働問題に関する相談

専門の相談員が、解雇、労働条件、いじめ・嫌がらせ等、労働問題に関する様々な相談に応じます。

(連絡先) 秋田労働局(P38, 40)、弁護士会 (P28)

★個別労働関係紛争の解決

弁護士、大学教授等の労働問題の専門家が、労働関係に関する紛争解決のためのあっせん等を行います。

(連絡先) 労働問題に関する相談に同じ

働かなければならないが、就職先がみつからない

●就労に関する相談

求職者の置かれた状況を踏まえた就職支援を行います。

(連絡先) あきた就職活動支援センター(P39)、ハローワーク (P39)

★公共職業訓練

求職者の方を対象に、就業に必要な職業スキルや知識を習得するための職業訓練を無料（テキスト代は自己負担）で実施しています。

公共職業訓練を受講する場合、条件によっては各種の手当を受給できる制度もあります。

(連絡先) ポリテクセンター秋田、技術専門校 (P40)、ハローワーク (P39)

★求職者支援訓練

主に雇用保険を受給できない求職者の方を対象に、就職に必要な職業スキルや知識を取得するための職業訓練を無料で実施しています。また、要件を満たしている方は、給付金を受給しながら職業訓練を受講することができます。

(連絡先) ハローワーク (P39)

★ひとり親家庭等就業・自立支援事業

ひとり親家庭就業・自立支援センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供します。また、養育費等相談も行っています。

(連絡先) ひとり親家庭就業・自立支援センター(P40)

資格を取得し、スキルアップを図りたい

★高等職業訓練促進給付金

ひとり親の方が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、6月以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の負担軽減のために、高等職業訓練促進給付金が支給されるとともに、入学時の負担軽減のため、高等職業訓練修了支援給付金が支給されます。

(連絡先) 市町村 (P24, 25)

★自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みを支援するもので、対象教育訓練を受講し、修了した場合にその経費の60%（下限は1万2千1円、上限は修学年数×40万円、最大160万円）が支給されます。受講前に講座の指定を受ける必要がありますので、必ず事前にお住まいの市町村にご相談下さい。

(連絡先) 市町村 (P24, 25)

②不本意な転居など住居の問題

一時的に自宅に住めなくなってしまった、緊急に転居する必要がある

★公営住宅への一時入居

犯罪行為により従前の住宅に住めなくなった場合で、緊急に公営住宅に入居する必要がある方や単身者については、原則として1年を超えない期間で、公営住宅を使用できます。

(連絡先) 県 (P37)、(一財) 県建築住宅センター (P37)

★被害直後における一時避難場所の確保

自宅が犯罪の現場となり、物理的に居住が困難で、自ら居住する場所が確保できない場合などには、公費により、一時的に避難するための宿泊場所を提供します。

(連絡先) 警察署 (P25, 26)

転居する必要があるが、経済的に苦しい

★公営住宅への優遇入居、転居費用の補助

犯罪行為により、従前の住宅に住めなくなった一定の収入以下の方については、公営住宅の入居が優遇される制度があります。

(連絡先) 県 (P37) (一財) 県建築住宅センター (P37)

また、傷害、強盗致傷、特定の性犯罪、ストーカー行為の被害者については、秋田被害者支援センターで再被害防止等のための転居費用を補助する制度があります。

(連絡先) (公社) 秋田被害者支援センター (P26)

③経済的な困窮（問題）

被害に遭ったことに対して金銭的援助を受けたい

★犯罪被害給付制度

故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族又は重傷病を負った被害者や障害が残った被害者に対し、精神的打撃、医療費や休業等による経済的打撃の緩和を図るために、一時金を支給します。

(連絡先) 警察署 (P25, 26)、警察本部 (P25)

★見舞金支給制度

故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族又は重傷病を負った被害者に対し、見舞金を支給します。

(連絡先) 市町村 (P24, 25)

★労災保険給付

業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等について、労働者やその遺族のために、必要な保険給付等を行います。

(連絡先) 労働基準監督署 (P38)

★災害共済給付

小学校・中学校等の義務教育諸学校の管理下における児童または生徒の災害につき独立行政法人日本スポーツ振興センターと学校の設置者との契約により、医療費、見舞金を支給します。

(連絡先) 在学している学校、市町村教育委員会

医療費・税の負担を軽くしたい

●高額療養費制度

公的医療保険を利用しており、医療機関に支払う医療費の自己負担額が一定額を超えた場合、超えた金額について払戻しをします。

(連絡先) 事業主、全国健康保険協会（協会けんぽ） (P53)

健康保険組合（組合健保）、市町村（国民健康保険、後期高齢医療）

各種共済保険（共済組合）、かかっている医療機関の医事課あるいは医療ソーシャルワーカー等

★高額療養費の貸付（立替）制度

当座の医療費の支払いに困る場合、高額療養費の貸付（立替）を行います。

(連絡先) 高額療養費制度と同じ（前掲）

★医療費控除

一年間に支払った医療費が一定額を超える場合に、所得金額から控除できます。

その年中に 支払った医療費	-	保険金などで 補てんされる金額	-	10万円又は総所得金額等の5% (どちらか少ない額)	=	医療費控除 (最高200万円)
------------------	---	--------------------	---	-------------------------------	---	--------------------

★医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）

健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取り組みを行っている人が、一年間に支払った特定の医薬品の購入費が一定額を超える場合に所得金額から控除できます。

その年中に支払った 特定一般用医薬品等 購入費	-	保険金などで 補てんされる金額	-	12,000円	=	セルフメディケーション 税制に係る医療費控除額 (最高8万8千円)
-------------------------------	---	--------------------	---	---------	---	---

※「医療費控除」と「医療費控除の特例」はどちらか一方の選択適用です。

(連絡先) 税務署 (P36)

★ひとり親・寡婦控除

ひとり親（婚姻をしていない又は配偶者が生死不明で、生計を一にする子がいる）や寡婦（夫と死別又は夫と離婚して扶養親族がいる）の場合、一定の要件の下、一定の控除を受けることができます。

※ひとり親控除（令和2年分から適用）及び寡婦控除※重複適用はできません。

次に該当する場合に、所得金額から差し引くことができます。

共通要件	1 合計所得金額が500万円以下の方であること。 2 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。
ひとり親控除要件	その年の12月31日時点で婚姻をしていない方又は配偶者の生死不明の方で、その方と生計を一にする子（総所得金額等の合計額が48万円以下であり、かつ、他の納税者の同一生計配偶者や扶養親族とされていない子に限る。）を有する方 ※婚姻歴の有無及び性別は問いません。
寡婦控除要件	1 夫と離婚した後婚姻をしていない方で、扶養親族（合計所得金額が48万円以下である者に限る。）を有する方 2 夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫の生死不明の方

※ひとり親控除額及び寡婦控除額の控除額及び適用一覧表

本人が 女性	扶 養 親 族	配偶関係		死別	離別	ひとり親
		合計所得		～500万円	～500万円	～500万円
		有 子		35万円	35万円	35万円
		子以外		27万円	27万円	寡婦 控除
		無		27万円	-	ひとり 親控除
		有 子		35万円	35万円	35万円
本人が 男性		子以外		-	-	-
本人が 男性		無		-	-	-

(連絡先) 税務署 (P36)

★自立支援医療費支給制度

精神通院医療、育成医療（身体上の障害・疾患があり手術等が必要な18歳未満の児童）、更生医療（身体障害者手帳を持っており障害を回復・改善するために必要な医療を要する18歳以上の方）にかかる費用の自己負担額上限が原則として1割になります。

(連絡先) 保健所 (P47, 48)、市町村(P24, 25)
通院している医療機関

★乳幼児医療費助成（福祉医療制度）

0歳から中学校修了年度の3月31日までの間にある児童が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の助成を受けることができます。

(連絡先) 市町村 (P24, 25)

★ひとり親家庭等医療費助成（福祉医療制度）

母子・父子家庭及び父母のいない家庭の児童が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の助成を受けることができます。

(連絡先) 市町村 (P24, 25)

★治療費の補助

傷害・強盗致傷及び特定の性犯罪の被害者に対して一定の条件のもと治療費等を補助する制度があります。

(連絡先) (公社) 秋田被害者支援センター (P26)

経済的に困っている

★生活福祉資金貸付制度

経済的自立及び生活意欲の助長等の促進を図ることを目的に、低所得世帯、障害者世帯または高齢者世帯に対し、資金の貸し付けと必要な相談支援を行います。

(連絡先) ご相談・お申し込みはお住まいの市町村、社会福祉協議会 (P36)

★児童扶養手当

離婚によるひとり親家庭など、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成されている家庭等で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（中程度以上の障害がある場合は20歳未満）を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父または養育する方（祖父母など）に支給されます。

(連絡先) 市町村 (P24, 25)

★母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子家庭の母又は父子家庭の父でその扶養している児童等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、児童の修学に必要な資金等の貸付けを行います。

(連絡先) 市町村 (P24, 25)

子育てに係る費用の負担を軽くしたい

★要保護及び準要保護児童生徒援助費

経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学校給食費、学用品費等を就学援助費として支給します。

(連絡先) 通学している小中学校
市町村 (P24, 25)

★私立幼稚園就園奨励費補助

私立幼稚園（支給認定を必要としない幼稚園）に就園している幼児（3～5歳児）を持つ世帯の経済的な負担を軽減するため、入園料や保育料の一部を補助します。

(連絡先) 通園している幼稚園
市町村 (P24, 25)

※ 幼稚園、保育所又は認定こども園における多子世帯やひとり親世帯等の保育料減免については、お住まいの市町村にお問い合わせください。

④子育てに伴う問題（経済的支援以外）

子育てについて悩んでいる、サポートを受けたい

●子育てに関する相談

犯罪被害を直接体験したり、間接的な影響を受けたことで様々な養育上の問題が生じている場合、子供の相談に乗ったり、専門の機関・団体を紹介したりします。

(連絡先) 子ども・女性・障害者相談センター児童女性相談部（中央児童相談所）、
北、南の児童相談所 (P42)、家庭児童相談室(P42)、市町村 (P24, 25)、
秋田市子ども未来センター (P43)

★子育てのサポート

保育施設の保育開始前や保育終了後の子供の預かり、保育施設までの送迎等で困った時にサポートを利用できます。

(連絡先) 市町村 (P24, 25)

子供を預けたい

★一時預かり

日常生活上の突発的事情等で一時的に家庭での保育が困難となる場合、生活時間帯に応じて子どもを預けることができます。

(連絡先) 市町村 (P24, 25)

★トワイライトステイ、ショートステイ等

保護者の帰宅が遅くなるなど夕方以降の時間帯や様々な事情により家庭での養育が困難となった場合、一時的に子供を預かります。

また、養育困難が長期にわたる場合等、乳児院等への入所について、児童相談所に相談することもできます。

(連絡先) 市町村 (P24, 25)

子ども・女性・障害者相談センター児童女性相談部（中央児童相談所）、北、南の児童相談所 (P42)

⑤福祉全般

どのような福祉の制度があるのか知りたい、手続を教えて欲しい

●福祉に関する相談

生活に困っている方、児童、高齢者、精神障害者等いろいろな悩みを持っている方々の福祉の相談に応じます。

(連絡先) 市町村 (P24, 25)

福祉事務所(P33)、市町村社会福祉協議会 (P36)

各市町村地域包括支援センター

生活困窮者自立相談支援機関 (P22)

⑥報道に関すること

マスコミにどう対応していいかわからない

●取材への対応

マスコミからの取材要請や通夜・告別式等での取材に対する対応について警察や弁護士等を通じて申し入れをすることができます。

(連絡先) 警察署 (P25, 26)、弁護士会 (P28)、法テラス (P28)

★異議申立て

・テレビ、ラジオの人権侵害に対しては、「放送倫理・番組向上機構（B P O）」

連絡先：TEL:03-5212-7333、FAX:03-5212-7330

・雑誌の人権侵害に対しては、「雑誌人権ボックス（M R B）」

連絡先：FAX:03-3291-1220

に異議申立てをすることができます。

(連絡先) 弁護士会（P28）、法テラス（P28）

（4）加害者に関すること

また被害に遭わないか不安を感じる

★警察官による被害者訪問・連絡活動

犯罪被害者等を訪問し、被害の回復や拡大防止等に関する情報の提供、防犯上の指導連絡、警察に対する要望等の聴取、被害者等からの相談への対応等を行います。

(連絡先) 警察署（P25, 26）

★再被害防止のための警戒、情報提供等

同じ加害者からの再被害を未然に防止するため、犯罪被害者等との連絡を密にし、必要な助言を行うとともに、状況に応じて身辺警戒やパトロールの強化、緊急通報装置の貸し出し等を行います。

(連絡先) 警察署（P25, 26）

★再被害防止のための受刑者の釈放予定等の通知

被害者等通知制度（後述）とは別に、再被害防止のために必要がある場合に加害者の釈放予定等を通知します。

(連絡先) 檢察庁（P27）

加害者がどうなったのか知りたい

★被害者連絡制度

捜査員等が、捜査の状況や犯人に関する情報（逮捕、処分等）を捜査に支障のない範囲でお知らせします。

(連絡先) 警察署（P25, 26）、海上保安部（P53）

★被害者等通知制度

刑事事件の処理結果や有罪判決確定後の加害者の処遇状況等をお知らせします。少年事件についても同様の制度があります。

(連絡先) 檢察庁 (P27)
矯正管区(P5)・少年鑑別所・少年院
地方更生保護委員会、保護観察所 (P28)

●確定記録の閲覧

刑事裁判が終了した事件の記録や裁判書を閲覧することができます。

(連絡先) 檢察庁 (P27)
法テラス (P28)、弁護士会 (P28)

★不起訴記録の閲覧

不起訴記録は、原則として閲覧できませんが、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を、閲覧できることがあります。

(連絡先) 檢察庁 (P27)
法テラス (P28)、弁護士会 (P28)

★公判傍聴

判決宣告期日を含む公判期日について、優先的に傍聴席が確保されるよう、できる限りの配慮をします。

(連絡先) 地方裁判所 (P27)

★公判記録（起訴された事件の同種余罪の被害を含む）・少年保護事件の記録の閲覧

・コピー

原則として、刑事事件の記録を閲覧したり、コピーをとったりすることができます。

(収入印紙 150 円、別途コピー代必要)

少年事件についても同様の制度があります。

(連絡先) 地方裁判所 (P27)、家庭裁判所 (P27)（少年事件につき）
検察庁 (P27)、法テラス (P28)、弁護士会 (P28)

★少年審判傍聴制度、審判状況の説明、審判結果の通知

- 一定の重大事件については、許可を受けて少年審判の傍聴ができます。
- 少年事件の審判期日における審判の状況について、家庭裁判所から説明を受けることができます。
- 家庭裁判所から、少年に対する処分結果等の通知を受け取ることができます。

(連絡先) 家庭裁判所 (P27)
法テラス (P28)、弁護士会 (P28)

法廷等で意見を言いたい、被害に関する気持ちを伝えたい

★意見陳述

刑事裁判の法廷で、被害に関する心情等の意見を述べることができます。少年事件についても、裁判官や家庭裁判所調査官に対して、被害に関する心情や事件に関する意見を述べることができます。

(連絡先) 檢察庁 (P27)
家庭裁判所 (P27) (少年事件につき)
法テラス (P28)、弁護士会 (P28)

★刑事裁判への参加（被害者参加制度）

一定の刑事事件について、裁判所の許可を得て、公判期日出席することができますほか、一定の要件の下で、被告人等に質問したり、事実又は法律の適用について意見を述べたりすることができます。

(連絡先) 檢察庁 (P27)
法テラス (P28)、弁護士会 (P28)

●刑事施設に入所中の加害者との外部交通に関する相談

加害者である被収容者との面会や通信に関する相談に対して、その一般的な取扱についての説明を行います。

(連絡先) 矯正管区 (P5)・刑務所等

★意見等聴取制度

加害者の仮釈放や少年院からの仮退院に関する意見や、被害に関する心情等を述べることができます。

(連絡先) 地方更生保護委員会 (P6)
保護観察所 (P28)

★心情等伝達制度

被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見等を聞き、保護観察中の加害者に伝えます。

(連絡先) 保護観察所 (P28)

(5) 捜査、裁判に伴う問題

法的なアドバイスが欲しい

●各種相談窓口

犯罪被害者の方々からの様々な相談に応じます。

(連絡先) 檢察庁 (P27)、法テラス (P28)、弁護士会 (P28)

★犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介

弁護士に相談したいが、知っている弁護士がない、どこに頼んでよいかわからないという場合に、個々の状況に応じて、弁護士を紹介します。弁護士費用が心配な場合は、経済状況等に応じて、民事法律扶助や日弁連委託援助の制度を利用できます。

(連絡先) 法テラス (P28)、弁護士会 (P28)

警察署・検察庁・裁判所に赴くことに不安を感じる

●付添い

警察の事情聴取や届出、検察庁での事情聴取や相談、刑事裁判・少年審判の傍聴、証言や意見陳述の出廷の際に支援者が付き添います。

(連絡先) (公社) 秋田被害者支援センター (P26)

検察庁 (法廷のみ) (P27)、家庭裁判所 (P27) (少年事件につき)

法テラス (P28)、弁護士会 (P28)

事件に関する情報を知りたい

★被害者連絡制度

→P16 参照

(連絡先) 警察署 (P25, 26)、海上保安部 (P53)

★被害者等通知制度

→P16 参照

(連絡先) 檢察庁 (P27)

矯正管区 (P5)・少年鑑別所・少年院

地方更生保護委員会 (P6)、保護観察所 (P28)

★公判記録の閲覧・コピー (起訴された事件の同種余罪の被害を受けた場合を含む)

- ・ 少年保護事件の記録の閲覧・コピー

→P17 参照

(連絡先) 地方裁判所 (P27)、家庭裁判所 (P27) (少年事件につき)

検察庁 (P27)

法テラス (P28)、弁護士会 (P28)

★少年審判傍聴制度、審判状況の説明、審判結果の通知

→P17参照

(連絡先) 家庭裁判所 (P27)

法テラス (P28)、弁護士会 (P28)

刑事手続等に参加したい

★意見陳述

→P18参照

(連絡先) 檢察庁 (P27)、家庭裁判所 (P27)

法テラス (P28)、弁護士会 (P28)

★刑事裁判への参加（被害者参加制度）

→P18参照

(連絡先) 檢察庁 (P27)

法テラス (P28)、弁護士会 (P28)

刑事手続に関して弁護士に援助してほしい

★日弁連委託援助業務としての犯罪被害者法律援助

日本弁護士連合会が法テラスに業務委託している犯罪被害者法律援助制度で、一定の犯罪被害者等を対象に、被害届の提出、告訴・告発、事情聴取同行、マスコミの対応等、刑事手続、少年審判についての手続、行政手続に関する援助を行う弁護士費用を援助します。

(連絡先) 法テラス (P28)、弁護士会 (P28)

★被害者参加弁護士の報酬等を国が負担する制度

資力等の一定の要件に該当する被害者参加人は、国費により、刑事裁判への参加に関する援助を行う弁護士（被害者参加弁護士）を選定することを、（法テラスを経由し）裁判所に対して請求することができます。

(連絡先) 法テラス (P28)、弁護士会 (P28)

被害財産を回復したい

●法律相談

民事・家事・行政に関する法律問題につき、弁護士や司法書士が一部無料で法律相談を行います。

(連絡先) 法テラス (P28)、弁護士会 (P28)、司法書士会 (P55)

★民事法律扶助

損害賠償請求をしたいが、弁護士に相談したり、委託する費用がないという場合に、無料で相談を行い、民事裁判や示談交渉等における弁護士費用の立替えを行います。

保護命令の申立てについても対象となります。

(連絡先) 法テラス (P28)、弁護士会 (P28)

★損害賠償命令制度

刑事事件を担当している地方裁判所に対し、被告人に損害賠償を命じる旨の申立てをすることができます。

(連絡先) 地方裁判所 (P27)

法テラス (P28)、弁護士会 (P28)

★被害回復給付金支給制度

財産犯等の犯罪行為により犯人が得た財産（犯罪被害財産）を犯人からはく奪した場合には、それを金銭化して、当該事件の被害者等に対し被害回復給付金として支給します。

(連絡先) 檢察庁 (P27)

性暴力・AV出演の被害に遭い悩んでいる

●性暴力・AV出演の被害相談窓口

電話・面接・メールによる相談、支援員による医療機関や警察等への付添支援、産婦人科医療機関の紹介や検査費用等の助成等の医療的支援、臨床心理士等によるカウンセリング等の心理的支援及び弁護士等の紹介等の法的支援を行います。

(連絡先) ほっとハートあきた (P44)

別紙

○ 生活困窮者自立相談支援機関

働きたくても働けない、住むところがないなど、生活にお困りの方の相談窓口です。

お住まいの市町村	自立相談支援機関	電話番号 受付時間（平日）	所在地
秋田市	秋田市福祉事務所 福祉総務課	018-888-5659 8:30~17:15	秋田市山王一丁目1番1号
能代市	能代市社会福祉協議会 暮らしサポート相談室	0185-88-8186 8:30~17:15	能代市上町12-32 能代ふれあいプラザ2F
横手市	横手市社会福祉協議会 横手市くらしの相談窓口	0182-32-6101 8:30~17:15	横手市中央町8-2
大館市	大館市福祉事務所 福祉課福祉相談係	0186-43-7017 8:30~17:00	大館市字中城20番地
男鹿市	男鹿市福祉事務所 生活相談窓口	0185-24-9118 8:30~17:15	男鹿市船川港船川字泉台66-1
湯沢市	湯沢市社会福祉協議会 総合相談室	0120-73-8696 8:30~17:30	湯沢市古館町4-5 (フリーダイヤル0120は相談専用)
鹿角市	鹿角市社会福祉協議会	0186-30-1555 8:30~17:15	鹿角市花輪字下花輪86-2
由利本荘市	由利本荘市社会福祉協議会 生活支援相談センター	0184-74-7470 8:30~17:15	由利本荘市瓦谷地1
潟上市	潟上市福祉事務所 社会福祉課生活福祉班	018-853-5314 8:30~17:15	潟上市天王字棒沼台226-1
大仙市	大仙市社会福祉協議会 自立相談支援室	0187-63-0277 8:30~17:15	大仙市大曲通町1-14 大仙市健康福祉会館3階
北秋田市	北秋田市社会福祉協議会 北秋田くらし相談センター	0186-62-6868 8:30~17:30	北秋田市花園町16-1
にかほ市	にかほ市総合生活相談室	0184-33-6155 8:30~17:30	にかほ市平沢字八森31番地1 にかほ市総合福祉交流センター 「スマイル」内
仙北市	仙北市社会福祉協議会 自立相談応援センター	0187-52-1624 8:30~17:15	仙北市角館小勝田間野54-5
小坂町 上小阿仁村	県 北福祉事務所	0186-52-3951 8:30~17:15	大館市十二所字平内新田237-1
藤里町 三種町 八峰町	県 山本福祉事務所	0185-52-5105 8:30~17:15	能代市御指南町1-10
五城目町 井川町 八郎潟町 大潟村	県 中央福祉事務所	018-855-5175 8:30~17:15	潟上市昭和乱橋字古開172-1
美郷町 羽後町 東成瀬村	県 南福祉事務所	0182-32-3294 8:30~17:15	横手市旭川1-3-46

1. 総合相談

- (1) 県の総合的対応窓口
 - (2) 市町村の総合的対応窓口
 - (3) 警察の総合相談窓口
 - (4) 秋田被害者支援センターが行う各種相談・支援
 - (5) 檢察庁が行う各種相談・支援
 - (6) 裁判所及び検察審査会が行う各種手続案内
 - (7) 家庭裁判所が行う少年事件被害者に対する各種手続案内
 - (8) 保護観察所が行う相談・支援
 - (9) 弁護士会が行う相談
 - (10) 日本司法支援センター(法テラス)が行う情報提供等
- インターネット上で誹謗中傷された場合の相談先

(1) 県の総合的対応窓口

業務内容等	相談方法・日時等	所在地・電話番号等
○具体的な相談窓口の紹介や連絡調整	○電話・面接相談(無料) 月～金 8:30～17:15 (土日、祝日、年末年始を除く)	【県民生活課 安全安心まちづくり・交通安全チーム】 ・電話 018-860-1522 ・〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号 ・ホームページ https://www.pref.akita.lg.jp
	○電話・面接相談(無料) 月～金 8:30～17:15 (土日、祝日、年末年始を除く)	【各地域振興局総務企画部地域企画課】 ○鹿角 ・代表電話 0186-22-0457 ・〒018-5201 鹿角市花輪字六月田1番地
		○北秋田 ・代表電話 0186-62-1251 ・〒018-3393 北秋田市鷹巣字東中岱76番地の1
		○山本 ・代表電話 0185-55-8004 ・〒016-0815 能代市御指南町1番10号
		○秋田 ・代表電話 018-860-3313 ・〒010-0951 秋田市山王四丁目1番2号
		○由利 ・代表電話 0184-22-5432 ・〒015-8515 由利本荘市水林366番地
		○仙北 ・代表電話 0187-63-5114 ・〒014-0062 大仙市大曲上栄町13番62号
		○平鹿 ・代表電話 0182-32-0594 ・〒013-8502 横手市旭川一丁目3番41号
		○雄勝 ・代表電話 0183-73-8191 ・〒012-0857 湯沢市千石町二丁目1番10号

(2) 市町村の総合的対応窓口

業務内容等	相談方法・日時等	所在地・電話番号等
○具体的な相談窓口の紹介や連絡調整	○電話・面接相談(無料) 月～金 8:30～17:15 (土日、祝日、年末年始を除く)	<p>【各市町村】</p> <p>○鹿角市 生活環境課 環境推進班 ・電話 0186-30-0224 ・〒018-5292 鹿角市花輪字荒田4番地1</p> <hr/> <p>○小坂町 町民課 町民生活班 ・電話 0186-29-3928 ・〒017-0292 鹿角郡小坂町小坂字上谷地41番地1</p> <hr/> <p>○大館市 市民課 生活相談係 ・電話 0186-43-7044 ・〒017-8555 大館市字中城20番地</p> <hr/> <p>○北秋田市 生活課 地域推進係 ・電話 0186-62-6628 ・〒018-3392 北秋田市花園町19番1号</p> <hr/> <p>○上小阿仁村 総務課 企画班 ・電話(代) 0186-77-2221 ・〒018-4494 北秋田郡上小阿仁村小沢田 字向川原118番地</p> <hr/> <p>○能代市 市民活力推進課 地域づくり支援係 ・電話 0185-89-2212 ・〒016-8501 能代市上町1番3号</p> <hr/> <p>○三種町 町民生活課 消防防災係 ・電話 0185-85-4823 ・〒018-2401 山本郡三種町鶴川字岩谷子8番地</p> <hr/> <p>○八峰町 総務課 防災まちづくり室 防災住民係 ・電話 0185-76-4666 ・〒018-2502 山本郡八峰町峰浜目名潟 字目長田118番地</p> <hr/> <p>○藤里町 町民課 町民福祉係 ・電話 0185-79-2113 ・〒018-3201 山本郡藤里町藤琴字藤琴8番地</p> <hr/> <p>○男鹿市 生活環境課 環境安全班 ・電話 0185-24-9114 ・〒010-0595 男鹿市船川港船川字泉台66番地1</p> <hr/> <p>○潟上市 地域づくり課 生活環境班 ・電話 018-853-5370 ・〒018-0201 潟上市天王字棒沼台226番地1</p> <hr/> <p>○五城目町 住民生活課 住民生活係 ・電話 018-852-5112 ・〒018-1792 南秋田郡五城目町西磯ノ目一丁目1番地1</p> <hr/> <p>○八郎潟町 住民生活課 ・電話 018-875-5806 ・〒018-1692 南秋田郡八郎潟町字大道80番地</p> <hr/> <p>○井川町 町民生活課 住民生活班 ・電話 018-874-4416 ・〒018-1596 南秋田郡井川町北川尻 字海老沢樋ノ口78番地1</p> <hr/> <p>○大潟村 福祉保健課 福祉班 ・電話 0185-45-2114 ・〒010-0494 南秋田郡大潟村字中央1番地1</p>

業務内容等	相談方法・日時等	所在地・電話番号等
○具体的な相談窓口の紹介や連絡調整	○電話・面接相談(無料) 月～金 8:30～17:15 (土日、祝日、年末年始を除く)	○秋田市 市民相談センター 相談担当 ・電話 018-888-5646 ・〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号 ----- ○由利本荘市 市民課 市民相談室 ・電話 0184-24-6251 ・〒015-8501 由利本荘市尾崎17番地 ----- ○にかほ市 生活環境課 生活環境班 ・電話 0184-32-3033 ・〒018-0492 にかほ市平沢字鳥ノ子渕21番地 ----- ○大仙市 生活環境課 交通安全班 ・電話 0187-63-1111 内182 ・〒014-8601 大仙市大曲花園町1番1号 ----- ○仙北市 総合防災課 交通防犯係 ・電話 0187-43-1115 ・〒014-1298 仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30番地 ----- ○美郷町 住民生活課 環境安全班 ・電話 0187-84-4903 ・〒019-1541 仙北郡美郷町土崎 字上野乙170番地10 ----- ○横手市 地域づくり支援課 地域調整係 ・電話 0182-35-2266 ・〒013-8601 横手市条里一丁目1番64号 条里南庁舎 ----- ○湯沢市 環境共生課 市民生活窓口班 ・電話 0183-73-2115 ・〒012-8501 湯沢市佐竹町1番1号 ----- ○羽後町 町民生活課 ・電話(代) 0183-62-2111 内118 ・〒012-1131 雄勝郡羽後町西馬音内 字中野177番地 ----- ○東成瀬村 民生課 ・電話 0182-47-3403 ・〒019-0801 雄勝郡東成瀬村田子内 字仙人下30番地1

(3) 警察の総合相談窓口

業務内容等	相談方法・日時等	所在地・電話番号等
○困りごと、心配ごとの相談 ・身上、家庭内の不和等日常生活で困っていること ・交通事故・運転免許等交通に関すること ・そのほか警察の業務に関する要望や意見・相談等	○電話・面接相談(無料) 平日(月～金 8:30～17:15) 上記以外は当直が対応	【警察本部県民安全相談センター】 ・専用電話 018-864-9110 (または#9110) ・代表電話 018-863-1111 ・〒010-0951 秋田市山王四丁目1番5号 ・ホームページ https://www.police.pref.akita.lg.jp/kenkei/consultation ----- ○鹿角警察署 ・代表電話 0186-23-3321 ・〒018-5201 鹿角市花輪字向畠100番地 ----- ○大館警察署 ・代表電話 0186-42-4111 ・〒017-0864 大館市根下戸新町1番70号 ----- ○北秋田警察署 ・代表電話 0186-62-1245 ・〒018-3331 北秋田市鷹巣字下家下1番地

業務内容等	相談方法・日時等	所在地・電話番号等
○困りごと、心配ごとの相談 ・身上、家庭内の不和等日常生活で困っていること ・交通事故・運転免許等交通に関すること ・そのほか警察の業務に関する要望や意見・相談等	○電話・面接相談(無料) 平日(月～金 8:30～17:15) 上記以外は当直が対応	○能代警察署 ・代表電話 0185-52-4311 ・〒016-0811 能代市日吉町1番24号
		○五城目警察署 ・代表電話 018-852-4100 ・〒018-1721南秋田郡五城目町字七倉178番地の4
		○男鹿警察署 ・代表電話 0185-23-2233 ・〒010-0511男鹿市船川港船川字新浜町1番地の4
		○秋田臨港警察署 ・代表電話 018-845-0141 ・〒011-0945 秋田市土崎港西三丁目1番8号
		○秋田中央警察署 ・代表電話 018-835-1111 ・〒010-0875 秋田市千秋明徳町1番9号
		○秋田東警察署 ・代表電話 018-825-5110 ・〒010-1407秋田市上北手百崎字内山60番地2
		○由利本荘警察署 ・代表電話 0184-23-4111 ・〒015-0817 由利本荘市中町27番地
		○大仙警察署 ・代表電話 0187-63-3355 ・〒014-0063大仙市大曲日の出町一丁目1番30号
		○仙北警察署 ・代表電話 0187-53-2111 ・〒014-0378 仙北市角館町西野川原34番地の6
		○横手警察署 ・代表電話 0182-32-2250 ・〒013-0043 横手市安田字越廻71番地
		○湯沢警察署 ・代表電話 0183-73-2127 ・〒012-0857 湯沢市千石町一丁目3番5号

(4) 秋田被害者支援センターが行う各種相談・支援

業務内容等	相談方法・日時等	所在地・電話番号等
○犯罪被害等に関する相談 (電話、面接) ○病院・法廷への付添い等の直接的支援 ○傷害、強盗致傷、特定の性犯罪及びストーカー行為の被害者に対して一定の条件のもと治療費及び再被害防止等のための転居費用等の特別支援 ○犯罪被害者給付金申請の補助 ○自助グループへの支援	○電話相談(無料) 月～金 10:00～16:00 (土日、祝日、年末年始を除く) ○面接相談(無料) ※電話相談の結果、必要と認められる場合に行います。	【(公社)秋田被害者支援センター】 ・相談電話 0120-62-8010(フリーダイヤル) ・事務局電話 018-893-5935 ・〒010-0922 秋田市旭北栄町1番5号 秋田県社会福祉会館本館4階 ・ホームページ http://www.avc.or.jp

※秋田県公安委員会指定の犯罪被害者等早期援助団体です。

(5) 檢察庁が行う各種相談・支援

業務内容等	相談方法・日時等	所在地・電話番号等
<input type="checkbox"/> 被害者等の方々からの各種相談 <input type="checkbox"/> 法廷への案内、付添い等の支援 <input type="checkbox"/> 事件記録の閲覧手続等の相談 <input type="checkbox"/> 証拠品の還付手続等の相談 <input type="checkbox"/> 被害者等の方の精神面、生活面、経済面等の支援を行っている支援機関や団体の紹介	<input type="checkbox"/> 電話相談(無料) <input type="checkbox"/> 面接相談(無料) 月～金 9:00～17:00 (土日、祝日、年末年始を除く) ※ 来庁の際は事前に電話連絡をお願いいたします。	【秋田地方検察庁】 ・被害者ホットライン 専用電話(FAX兼用) 018-862-5572 ・〒010-0951 秋田市山王七丁目1番2号 秋田地方検察庁内

(6) 裁判所及び検察審査会が行う各種手続案内

業務内容等	手続案内方法・日時等	所在地・電話番号等
<input type="checkbox"/> 刑事裁判の傍聴や訴訟記録の閲覧・コピー、刑事和解等各種手続に関する説明（裁判所）	<input type="checkbox"/> 面接(手続案内無料) 月～金 8:30～11:30 13:00～16:30 (土日、祝日、年末年始を除く)	【秋田地方裁判所】【秋田検察審査会】 ○本庁 ・代表電話 018-824-3121 ・〒010-8504 秋田市山王七丁目1番1号
<input type="checkbox"/> 不起訴処分に対する審査の申立て手続に関する説明（検察審査会）		○大館支部 【大館検察審査会】 ・代表電話 0186-42-0071 ・〒017-0891 大館市中城15番地 ○能代支部 【能代検察審査会】 ・代表電話 0185-52-3278 ・〒016-0817 能代市上町1番15号 ○本荘支部 ・代表電話 0184-22-3916 ・〒015-0872 由利本荘市瓦谷地21番地 ○大曲支部 【大曲検察審査会】 ・代表電話 0187-63-2033 ・〒014-0063 大仙市大曲日の出町一丁目20番4号 ○横手支部 ・代表電話 0182-32-4130 ・〒013-0013 横手市城南町2番1号

(7) 家庭裁判所が行う少年事件被害者に対する各種手続案内

業務内容等	手続案内方法・日時等	所在地・電話番号等
<input type="checkbox"/> 事件記録の閲覧・コピー、少年の審判結果等の通知、意見陳述等各種手続に関する説明 ※少年事件は、秋田家庭裁判所本庁及び大館、大曲、横手の各支部で取扱いをしています。 なお、能代、本荘の各支部では少年事件の取扱いをしておりませんが、パンフレット等を備付けております。	<input type="checkbox"/> 面接(手続案内無料) 月～金 8:30～11:30 13:00～16:30 (土日、祝日、年末年始を除く)	【秋田家庭裁判所】 ○本庁 ・代表電話 018-824-3121 ・〒010-8504 秋田市山王七丁目1番1号

(8) 保護観察所が行う各種相談・支援

業務内容等	相談方法・日時等	所在地・電話番号等
<input type="checkbox"/> 刑務所入所者の仮釈放に関する意見等の聴取 <input type="checkbox"/> 保護観察対象者への心情等の伝達 <input type="checkbox"/> 加害者に関する情報の通知 <input type="checkbox"/> 専任の担当者による不安や悩み事相談	<input type="checkbox"/> 電話相談(無料) ○月～金 8:30～17:15 (土日、祝日、年末年始を除く)	【秋田保護観察所】 ・専用電話 018-862-4718 ・代表電話 018-862-3903 ・〒010-0951 秋田市山王七丁目1番2号 秋田地方法務合同庁舎 ・ホームページ http://www.moj.go.jp/HOGO/victim.html

(9) 弁護士会が行う相談

業務内容等	相談方法・日時等	所在地・電話番号等
<input type="checkbox"/> 犯罪被害者やその親族、遺族を対象とした電話による無料法律相談 (必要と判断すれば面談も行う)	<input type="checkbox"/> 電話相談(初回無料) <input type="checkbox"/> 予約受付 月～金 9:30～16:30 (土日、祝日、年末年始を除く)	【秋田弁護士会】 ・専用電話 018-896-5599 ・代表電話 018-862-3770 ・〒010-0951 秋田市山王六丁目2番7号 ・ホームページ https://akiben.jp/ ・相談は県内各地で行っております。 詳細についてはお問い合わせください。
<input type="checkbox"/> 有料の一般法律相談	<input type="checkbox"/> 面接相談(秋田市の場合) (原則有料・要予約) 月～金 10:00～16:00 (火、木は17:00～19:00も実施) 土 10:00～12:00 <input type="checkbox"/> 予約受付 月～金 9:30～16:30 (土日、祝日、年末年始を除く)	

(10) 日本司法支援センター(法テラス)が行う情報提供等

業務内容等	相談方法・日時等	所在地・電話番号等
<input type="checkbox"/> 被害者等への援助に関する法制度のご紹介、相談窓口のご案内 <input type="checkbox"/> 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介	<input type="checkbox"/> コールセンター(利用料無料) 月～金 9:00～21:00 土 9:00～17:00 (日、祝日、年末年始は除く) <input type="checkbox"/> 法テラス秋田(電話・窓口での予約受付) 月～金 9:00～17:00 (土日、祝日、年末年始を除く)	【コールセンター】 ・犯罪被害者支援ダイヤル(専用) 0120-079714 【日本司法支援センター秋田地方事務所】 (法テラス秋田) ・代表電話 050-3383-5550 ・〒010-0001 秋田市中通五丁目1番51号 北都ビルディング6階 ・ホームページ https://www.houterasu.or.jp/

● インターネット上で誹謗中傷された場合の相談先

相談機関	相談方法	所在地・電話番号等
<input type="checkbox"/> 秋田県警察	<input type="checkbox"/> 電話・面接相談(無料) 平日(月～金 8:30～17:15) 上記以外は当直が対応	【警察本部県民安全相談センター】 ・専用電話 018-864-9110 (または#9110) ・代表電話 018-863-1111 ・〒010-0951 秋田市山王四丁目1番5号 ・ホームページ https://www.police.pref.akita.lg.jp/kenkei/consultation
<input type="checkbox"/> 秋田弁護士会	<input type="checkbox"/> 面接相談(秋田市の場合) (原則有料・要予約) 月～金 10:00～16:00 (火、木は17:00～19:00も実施) 土 10:00～12:00 <input type="checkbox"/> 予約受付 月～金 9:30～16:30 (土日、祝日、年末年始を除く)	【秋田弁護士会】 ・専用電話 018-896-5599 ・代表電話 018-862-3770 ・〒010-0951 秋田市山王六丁目2番7号 ・ホームページ https://akiben.jp/ ・相談は県内各地で行っております。 詳細についてはお問い合わせください。
<input type="checkbox"/> 秋田地方法務局	<input type="checkbox"/> 電話・面接相談(無料) 月～金 8:30～17:15 (土日、祝日、年末年始を除く)	【秋田地方法務局】 ○人権擁護課 ・「みんなの人権110番」 全国共通ナビダイヤル 0570-003-110 ・「子どもの人権110番」 全国共通フリーダイヤル 0120-007-110 ・「女性の人権ホットライン」 全国共通ナビダイヤル 0570-070-810 ・〒010-0951 秋田市山王7丁目1-3秋田合同庁舎2階

2. 暴力団に関する相談

- (1) 警察の暴力相談窓口
- (2) 暴力団壊滅秋田県民会議が行う暴力相談や民事訴訟の支援

(1) 警察の暴力相談窓口

業務内容等	相談方法・日時等	所在地・電話番号等
○暴力団員の不正な行為による被害 ○各種困りごとに関する相談	○電話相談(無料) 平日(月～金 8:30～17:15) 上記以外は当直が対応	【警察本部県民安全相談センター】 ・専用電話 018-864-9110(または#9110) ・代表電話 018-863-1111 ・〒010-0951 秋田市山王四丁目1番5号 ・ホームページ https://www.police.pref.akita.lg.jp/kenkei/consultation

(2) 暴力団壊滅秋田県民会議が行う暴力相談や民事訴訟の支援

業務内容等	相談方法・日時等	所在地・電話番号等
○暴力被害相談 常勤相談員、弁護士、保護司、少年指導委員による相談等 ○民事訴訟の支援 ・暴力団相手の民事訴訟支援 ・裁判費用の無利子貸付、弁護士の紹介等	○電話・面接相談(無料) 月～金 9:30～16:30 (土日、祝日、年末年始を除く) (メール・FAXによる相談も可) ○弁護士相談 (初回30分無料:要予約)	【(公財)暴力団壊滅秋田県民会議】 ・フリーダイヤル 0120-893-184 ・電話 018-824-8989 ・FAX 018-824-8990 ・メール boutsui@amber.plala.or.jp ・〒010-0951 秋田市山王四丁目1番5号 秋田県警察本部内 ・ホームページ https://www.akita-boutsui.jp/

3. 交通事故に関する相談

- (1) 県の交通事故相談窓口
- (2) 警察の交通事故相談窓口
- (3) 裁判外紛争処理機構が行う調停
- (4) 弁護士会が行う交通事故相談
- (5) 損害賠償の紛争解決に関する支援
- (6) 自動車保険・自賠責保険等に関する相談
- (7) 被害者や遺族に対する各種給付金制度・貸付金制度

(1) 県の交通事故相談窓口

業務内容等	相談方法・日時等	所在地・電話番号等
○示談の仕方、賠償額の算定、自賠責保険の請求手続き、賠償責任等に関する相談	○電話・面接相談(無料) 月～金 9:00～17:00 (土日、祝日、年末年始を除く)	【秋田県生活センター】 ○交通事故相談窓口 ・電話 018-836-7804、7805 ・FAX 018-836-7808 ・〒010-0001 秋田市中通二丁目3番8号 アトリオン7階

(2) 警察の交通事故相談窓口

業務内容等	相談方法・日時等	所在地・電話番号等
○交通事故、運転免許等交通に関する相談	○電話・面接相談(無料) 平日(月～金 8:30～17:15) 上記以外は当直が対応	<p>【警察本部県民安全相談センター】 ・専用電話 018-864-9110 (または#9110) ・代表電話 018-863-1111 ・〒010-0951 秋田市山王四丁目1番5号 ・ホームページ https://www.police.pref.akita.lg.jp/kenkei/consultation</p> <hr/> <p>○鹿角警察署 ・代表電話 0186-23-3321 ・〒018-5201 鹿角市花輪字向畠100番地</p> <hr/> <p>○大館警察署 ・代表電話 0186-42-4111 ・〒017-0864 大館市根下戸新町1番70号</p> <hr/> <p>○北秋田警察署 ・代表電話 0186-62-1245 ・〒018-3331 北秋田市鷹巣字下家下1番地</p> <hr/> <p>○能代警察署 ・代表電話 0185-52-4311 ・〒016-0811 能代市日吉町1番24号</p> <hr/> <p>○五城目警察署 ・代表電話 018-852-4100 ・〒018-1721南秋田郡五城目町字七倉178番地の4</p> <hr/> <p>○男鹿警察署 ・代表電話 0185-23-2233 ・〒010-0511男鹿市船川港船川字新浜町1番地の4</p> <hr/> <p>○秋田臨港警察署 ・代表電話 018-845-0141 ・〒011-0945 秋田市土崎港西三丁目1番8号</p> <hr/> <p>○秋田中央警察署 ・代表電話 018-835-1111 ・〒010-0875 秋田市千秋明徳町1番9号</p> <hr/> <p>○秋田東警察署 ・代表電話 018-825-5110 ・〒010-1407秋田市上北手百崎字内山60番地2</p> <hr/> <p>○由利本荘警察署 ・代表電話 0184-23-4111 ・〒015-0817 由利本荘市中町27番地</p>

業務内容等	相談方法・日時等	所在地・電話番号等
○交通事故、運転免許等交通に関する相談	○電話・面接相談(無料) 平日(月～金 8:30～17:15) 上記以外は当直が対応	○大仙警察署 ・代表電話 0187-63-3355 ・〒014-0063大仙市大曲日の出町一丁目1番30号 ----- ○仙北警察署 ・代表電話 0187-53-2111 ・〒014-0378 仙北市角館町西野川原34番地の6 ----- ○横手警察署 ・代表電話 0182-32-2250 ・〒013-0043 横手市安田字越廻71番地 ----- ○湯沢警察署 ・代表電話 0183-73-2127 ・〒012-0857 湯沢市千石町一丁目3番5号

(3) 裁判外紛争処理機構が行う調停

業務内容等	相談方法・日時等	所在地・電話番号等
○自賠責保険・共済金からの支払に係る紛争の調停	○電話での相談受付 月～金 9:00～12:00 13:00～17:00 (土日、祝日、12/28～1/4は除く)	【(一財)自賠責保険・共済紛争処理機構】 ・フリーダイヤル 0120-159-700 ・〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-4 龍名館本店ビル11階 ・ホームページ https://www.jibai-adr.or.jp/

(4) 弁護士会が行う交通事故相談

業務内容等	相談方法・日時等	所在地・電話番号等
○面接相談	○面接相談(無料・要予約) 水・金 9:30～12:00 (土日、祝日、年末年始を除く) ※ 電話による予約受付は 月～金 9:30～16:30 (土日、祝日、年末年始を除く) ※ 相談場所は秋田市ののみ	【日弁連交通事故相談センター 秋田県支部】 ・電話 018-896-5599 ・〒010-0951 秋田市山王六丁目2番7号 秋田弁護士会館内 ※ 参考 ○弁護士による電話での相談 (全国の相談所で相談担当弁護士が電話を受け付けます。) フリーダイヤル 0120-078-325 月～金 10:00～16:30 ☆詳しくは、日弁連交通事故相談センターホームページ https://www.n-tacc.or.jp/

(5) 損害賠償の紛争解決に関する支援

業務内容等	相談方法・日時等	所在地・電話番号等
○自動車事故に伴う損害賠償の紛争に関する相談、和解のあっせん及び審査を無料で行う	○面接相談(事前予約が必要) 事前電話予約受付時間 月～金 9:00～12:00 13:00～17:00 (土日、祝日、年末年始を除く)	【(公財)交通事故紛争処理センター仙台支部 (ほか全国10カ所)】 ・代表電話 022-263-7231 ・〒980-0811 仙台市青葉区一番町4-6-1 仙台第一生命タワービルディング11階 ・ホームページ https://www.jcstad.or.jp/

(6) 自動車保険・自賠責保険等に関する相談

業務内容等	相談方法・日時等	所在地・電話番号等
○損害保険に関する一般的な相談 (自動車保険および自賠責保険の説明や保険金請求手続きの案内等)	○電話相談 月～金 9:15～17:00 (土日、祝日、年末年始を除く)	【(一社)日本損害保険協会そんぽADRセンター(東京・近畿)】 ・ナビダイヤル 0570-022808 (全国共通、通話料有料) ・直通電話 東京 03-4332-5241 近畿 06-7634-2321 ・ホームページ https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html

(7) 被害者や遺族に対する各種給付金制度・貸付金制度

業務内容等	相談方法・日時等	所在地・電話番号等
○「重度後遺障害者介護料支給制度」 ○「生活資金貸付制度」 ・交通遺児等貸付(中学校卒業前までの子供) ・不履行判決等貸付 ・後遺障害保険金(共済金)一部立替貸付 ・政府保障事業の保障金一部立替貸付	○電話・面接相談(無料) 月～金、第1、3土曜日 8:30～17:15 (日、祝日、年末年始、開業した土曜日の翌週の月曜日を除く) ※電子メールでの相談も可	【(独)自動車事故対策機構秋田支所】 ・代表電話 018-863-5875 ・FAX 018-863-5864 ・〒010-0962 秋田市八橋大畑二丁目12番53号 秋田県自動車会館内 ・メールアドレス akita-soudan@nasva.go.jp ・ホームページ https://www.nasva.go.jp/
○交通事故相談 「交通事故被害者ホットライン」	○ 電話相談(無料) 月～金 9:00～12:00 13:00～17:00 (土日、祝日、年末年始を除く)	○交通事故被害者ホットライン 0570-000738(ナビダイヤル)
○交通遺児(16歳未満)への年金 方式による(満19歳に達するまで) 定期的な育成給付金の支給 ○「生活資金等の支給」 ・越年資金 (提出期限等あり 要確認) ・入学支度金(小学校又は中学校 に入学する場合) (提出期限等あり 要確認) ・進学等支援金(義務教育終了後 直ちに上級学校に進学または就 職する場合) (提出期限等あり 要確認) ・緊急時見舞金	○電話・窓口受付 月～金 9:00～17:00 (土日、祝日、年末年始を除く)	【(公財)交通遺児等育成基金】 ・フリーダイヤル 0120-16-3611 ・代表電話 03-5212-4511 ・〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5 海事センタービル7階 ・ホームページ https://www.kotsuiji.or.jp/ ・メールアドレス info1@kotsuiji.or.jp
○交通遺児等(高校生以上)への 奨学金などの貸与・給付	○電話受付 月～金 9:00～17:30 (土日、祝日、年末年始、創立 記念日(5/2)を除く)	【(公財)交通遺児育英会】 ・フリーダイヤル 0120-521-286(奨学課) 0120-521-219(相談室) ・代表電話 03-3556-0771 ・〒102-0093 東京都千代田区平河町二丁目6番1号 平河町ビル3F ・ホームページ https://www.kotsuiji.com/ 【その他】 ・秋田県教育庁総務課HP内 「交通遺児に対する奨学制度について」 ・ホームページ https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/30071

4. 経済的救済に関する相談

- (1) 警察の給付制度
- (2) 公益財団法人が行う犯罪被害者に係る救援事業
- (3) 民事法律扶助制度による無料法律相談、弁護士費用等の立替え
- (4) 福祉制度による経済的支援
- (5) 社会福祉や資金貸付に関する相談
- (6) 犯罪被害、災害等による損害に関する税金相談

(1) 警察の給付制度

業務内容等	相談方法・日時等	所在地・電話番号等
○「犯罪被害給付制度」 犯罪により不慮の死を遂げた方の遺族、障害が残る方、重大な負傷や疾病を受けた方への経済的支援	○電話受付 平日(月～金 8:30～17:15) 上記以外は当直が対応	【警察本部犯罪被害者支援室】 ・代表電話 018-863-1111 ・〒010-0951 秋田市山王四丁目1番5号 ・ホームページ https://www.police.pref.akita.lg.jp/kenkei/victim-support

(2) 公益財団法人が行う犯罪被害者に係る救援事業

業務内容等	相談方法・日時等	所在地・電話番号等
○犯罪被害者等に対する奨学金等の給与	○電話受付 月～金 9:30～18:00 (土日、祝日、年末年始を除く)	【(公財)犯罪被害救援基金】 ・専用電話 03-5226-1020 ・〒102-0093 東京都千代田区平河町二丁目3-6 平河町共済ビル内 (令和5年9月24日まで) ・〒102-0083 東京都千代田区麹町一丁目8 エミナビル二階 (令和5年9月25日から業務開始) ・ホームページ http://kyuenkikin.or.jp/

(3) 民事法律扶助制度による無料法律相談、弁護士費用等の立替え

業務内容等	相談方法・日時等	所在地・電話番号等
○無料法律相談(要予約) ○裁判代理費用・書類作成費用の立替え等(要審査)	○電話・窓口での予約受付 月～金 9:00～17:00 (土日、祝日、年末年始を除く)	【日本司法支援センター秋田地方事務所】 (法テラス秋田) ・専用電話 050-3383-5551 ・〒010-0001 秋田市中通五丁目1番51号 北部ビルディング6階 ・ホームページ https://www.houterasu.or.jp/

(4) 福祉制度による経済的支援

業務内容等	相談方法・日時等	所在地・電話番号等
○生活保護に関する相談 ○ひとり親家庭の福祉資金の相談等	○電話・面接相談(無料) 月～金 8:30～17:15 (土日、祝日、年末年始を除く)	【県福祉事務所】 ○北福祉事務所 ・代表電話 0186-52-3951 ・〒018-5601 大館市十二所字平内新田237-1 北秋田地域振興局大館福祉環境部内
		○山本福祉事務所 ・代表電話 0185-52-5105 ・〒016-0815 能代市御指南町1番10号 山本地域振興局福祉環境部内
		○中央福祉事務所 ・代表電話 018-855-5175 ・〒018-1402 潟上市昭和乱橋字古開172-1 秋田地域振興局福祉環境部内
		○南福祉事務所 ・代表電話 0182-32-3294 ・〒013-8503 横手市旭川一丁目3番46号 平鹿地域振興局福祉環境部内

業務内容等	相談方法・日時等	所在地・電話番号等
○生活保護に関する相談 ○ひとり親家庭の福祉資金の相談等	○電話・面接相談(無料) 月～金 8:30～17:15 (土日、祝日、年末年始を除く)	○鹿角市 ・電話 (生活保護相談) 0186-30-0236 (ひとり親家庭相談) 0186-30-0235 ・〒018-5201 鹿角市花輪字下花輪50番地
		○小坂町 ・電話 (生活保護相談) 0186-29-3925 (ひとり親家庭相談) 0186-29-3925 ・〒017-0292 小坂町小坂字上谷地41番地1
		○大館市 ・電話 (生活保護相談) 0186-43-7051 (ひとり親家庭相談) 0186-43-7054 ・〒017-8555 大館市字中城20番地
		○北秋田市 ・電話 (生活保護相談) 0186-62-1113 (ひとり親家庭相談) 0186-62-6638 ・〒018-3392 北秋田市花園町19番1号
		○上小阿仁村 ・電話 (生活保護相談) 0186-77-2222 (ひとり親家庭相談) 0186-77-2222 ・〒018-4494 北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原118番地
		○能代市 ・電話 (生活保護相談) 0185-89-2154 (ひとり親家庭相談) 0185-89-2956 ・〒016-8501 能代市上町1番3号
		○三種町 ・電話 (生活保護相談) 0185-85-2190 (ひとり親家庭相談) 0185-85-4836 ・〒018-2401 山本郡三種町鶴川字岩谷子8番地
		○八峰町 ・電話 (生活保護相談) 0185-76-4608 ・〒018-2502 山本郡八峰町峰浜目名潟字目名潟118番地
		○藤里町 ・電話 (生活保護相談) 0185-79-2113 (ひとり親家庭相談) 0185-79-2113 ・〒018-3201 山本郡藤里町藤琴字藤琴8番地
		○男鹿市 ・電話 (生活保護相談) 0185-24-9118 (ひとり親家庭相談) 0185-24-9112 ・〒010-0595 男鹿市船川港船川字泉台66番1号
		○潟上市 ・電話 (生活保護相談) 018-853-5314 (ひとり親家庭相談) 018-853-5360 ・〒010-0201 潟上市天王字棒沼台226番地1
		○五城目町 ・電話 (生活保護相談) 018-852-5128 (ひとり親家庭相談) 018-852-5128 ・〒018-1792 五城目町西磯ノ目一丁目1番地1
		○八郎潟町 ・電話 (生活保護相談) 018-875-5808 (ひとり親家庭相談) 018-875-5808 ・〒018-1692 南秋田郡八郎潟町字大道80番地

業務内容等	相談方法・日時等	所在地・電話番号等
○生活保護に関する相談 ○ひとり親家庭の福祉資金の相談等	○電話・面接相談(無料) 月～金 8:30～17:15 (土日、祝日、年末年始を除く)	○井川町 ・電話 (生活保護相談) 018-874-4417 (ひとり親家庭相談) 018-874-4417 ・〒018-1596 南秋田郡井川町北川尻字海老沢樋ノ口78番地1
		○大潟村 ・電話 (生活保護相談) 0185-45-2114 (ひとり親家庭相談) 0185-45-2114 ・〒010-0494 南秋田郡大潟村中央1番地1
		○秋田市 ・電話 (生活保護相談) 018-888-5669 (ひとり親家庭相談) 018-888-5690 ・〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
		○由利本荘市 ・電話 (生活保護相談) 0184-24-6317 ・〒015-0872 由利本荘市瓦谷地1番地(鶴舞会館内) ・電話 (ひとり親家庭相談) 0184-24-6319 ・〒015-8501 由利本荘市尾崎17番地
		○にかほ市 ・電話 (生活保護相談) 0184-32-3038 (ひとり親家庭相談) 0184-74-4045 ・〒018-0492 にかほ市平沢字鳥ノ子渕21番地
		○大仙市 ・電話(総合案内) 0187-63-1111 (生活保護相談) 内線 192, 199 (ひとり親家庭相談) 内線 193 ・〒014-8601 大仙市大曲花園町1番1号
		○仙北市 ・電話 (生活保護相談) 0187-43-2284 (ひとり親家庭相談) 0187-43-2280 ・〒014-0392 仙北市角館町中菅沢81番地8
		○美郷町 ・電話 (生活保護相談) 0187-84-4907 (ひとり親家庭相談) 0187-84-4907 ・〒019-1541 仙北郡美郷町土崎字上野乙170-10
		○横手市 ・電話 (生活保護相談) 0182-35-2156 (ひとり親家庭相談) 0182-23-5344 ・〒013-8601 横手市中央町8-2(本庁舎)
		○湯沢市 ・電話 (生活保護相談) 0183-55-8088 (ひとり親家庭相談) 0183-78-0166 ・〒012-8501 湯沢市佐竹町1番1号
		○羽後町 ・電話 (生活保護相談) 0183-62-2111(内126) (ひとり親家庭相談) 0183-62-2111(内125) ・〒012-1131 雄勝郡羽後町西馬音内字中野177
		○東成瀬村 ・電話 (生活保護相談) 0182-47-3403 (ひとり親家庭相談) 0182-47-3405 ・〒019-0801 雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下30-1

(5) 社会福祉や資金貸付に関する相談

業務内容等	相談方法・日時等	所在地・電話番号等
<p>○在宅福祉サービス等に関する相談</p> <p>○生活福祉資金貸付に関する相談</p> <p>○ボランティア活動に関する相談等</p>	<p>○電話・面接相談(無料) 月～金 8:30～17:15 (土日、祝日、年末年始を除く)</p>	<p>○社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会 ・代表電話 018-864-2711 ・〒010-0922 秋田市旭北栄町1-5</p> <p>○各市町村社会福祉協議会 鹿角市 0186-23-2165 小坂町 0186-29-3221 大館市 0186-42-8101 北秋田市 0186-69-8025 上小阿仁村 0186-77-3057 能代市 0185-89-6000 三種町 0185-72-4400 八峰町 0185-77-3551 藤里町 0185-79-2848 男鹿市 0185-23-2772 湧上市 018-877-2677 五城目町 018-852-5192 井川町 018-874-2611 八郎潟町 018-875-3871 大潟村 0185-45-2840 秋田市 018-862-7445 由利本荘市 0184-23-5519 にかほ市 0184-32-3020 大仙市 0187-63-0277 仙北市 0187-52-1624 美郷町 0187-85-2294 横手市 0182-36-5377 湯沢市 0183-73-8696 羽後町 0183-62-5312 東成瀬村 0182-47-2700</p>

(6) 犯罪被害、災害等による損害に関する税金相談

税務署

業務内容等	相談方法・日時等	所在地・電話番号等
<p>○国税に関する相談</p> <p>※税務署での面接によるご相談は「事前予約制」となっておりますので、ご希望の方は、あらかじめ電話等でご予約の上、お越しください。 (ご予約の際には、住所・氏名・相談内容等をお伺いいたします。)</p> <p>○電話相談 (通話料は自己負担となります) 月～金 8:30～17:00 (土日、祝日、年末年始を除く)</p> <p>※国税に関する一般的なご相談は「電話相談センター」でお答えします。 所轄の税務署の代表電話におかけいただき、音声案内に従い「1番」を選択していただくと、専門スタッフが相談をお受けします。 申告相談の事前予約など税務署の担当にご用の方は、音声案内に従い「2番」を選択してください。</p>	<p>○面接相談(無料) 月～金 8:30～17:00 (土日、祝日、年末年始を除く)</p>	<p>【各税務署】</p> <p>○秋田南 ・代表電話 018-832-4121 ・〒010-8622 秋田市中通五丁目5番2号</p> <p>○秋田北 ・代表電話 018-845-1161 ・〒011-8577 秋田市土崎港中央六丁目9番13号</p> <p>○能代 ・代表電話 0185-52-6111 ・〒016-8601 能代市末広町4番20号 能代合同庁舎</p> <p>○横手 ・代表電話 0182-32-6090 ・〒013-8504 横手市旭川一丁目5番8号</p> <p>○大館 ・代表電話 0186-42-0671 ・〒017-8686 大館市赤館町2番16号</p> <p>○本荘 ・代表電話 0184-22-2335 ・〒015-8622 由利本荘市給人町17番 本荘合同庁舎</p> <p>○湯沢 ・代表電話 0183-73-5100 ・〒012-8502 湯沢市大工町2番32号</p> <p>○大曲 ・代表電話 0187-62-2191 ・〒014-8611 大仙市大曲上栄町9番4号</p> <p>【国税庁ホームページ】 https://www.nta.go.jp</p>

県税事務所

業務内容等	相談方法・日時等	所在地・電話番号等
○納税の猶予 納税者本人の財産が災害や盗難にあったとき (1年(最長2年)以内) 納税者本人や家族が病気につかかったり、負傷したとき (1年(最長2年)以内)	○電話・窓口受付 月曜日～金曜日8:30～17:15 (祝日・休日・年末年始を除く) ※納税の猶予や県税の減免が認められる場合があります。 いざれも納税者からの申請が必要となります。	〒018-5201 鹿角市花輪字六月田1番地 (鹿角地域振興局庁舎1階) 秋田県総合県税事務所 鹿角支所 電話(0186)23-2328 ----- 〒017-0872 大館市片山町三丁目14番5号 (大館地区総合庁舎) 秋田県総合県税事務所 北秋田支所 電話(0186)49-2211 ----- 〒016-0815 能代市御指南町1番10号 (山本地域振興局庁舎1階) 秋田県総合県税事務所 山本支所 電話(0185)52-6201 ----- 〒010-0951 秋田市山王四丁目1番2号 (秋田地方総合庁舎1階) 秋田県総合県税事務所 電話(018)860-3331(納税部) 電話(018)860-3338(課税部) ----- 〒015-8515 由利本荘市水林366番地 (由利地域振興局庁舎1階) 秋田県総合県税事務所 由利支所 電話(0184)23-4105 ----- 〒014-0062 大仙市大曲上栄町13番62号 (仙北地域振興局庁舎1階) 秋田県総合県税事務所 仙北支所 電話(0187)63-5222 ----- 〒013-8502 横手市旭川一丁目3番41号 (平鹿地域振興局庁舎1階) 秋田県総合県税事務所 平鹿支所 電話(0182)32-0595 ----- 〒012-0857 湯沢市千石町二丁目1番10号 (雄勝地域振興局庁舎1階) 秋田県総合県税事務所 雄勝支所 電話(0183)73-3181
○県税の減免 個人県民税 個人の市町村民税が減免された場合 個人の事業税 ・生活保護を受けている場合 ・災害により事業用資産に被害を受け、かつ一定の事業所得以下の場合 不動産取得税 ・災害により不動産に被害を受けたため、それに代わる不動産を3年以内に取得した場合 ・取得した不動産が1年以内に災害による被害を受けた場合 自動車税環境性能割 軽自動車税環境性能割 ・一定の級以上の身体障害者又は精神障害者のために利用される場合 ・取得した自動車がその取得の日から1月以内に災害により被害を受けた場合 ・災害により被害を受けた自動車に代わる自動車を3月以内に取得した場合 自動車税種別割 ・一定の級以上の身体障害者又は精神障害者のために利用される場合 ・災害により自動車に被害を受けた場合	納税の猶予について 秋田県総合県税事務所 納税部・各支所 県税の減免について 秋田県総合県税事務所 課税部	

5. 住居に関する相談

(1) 県営住宅に関する情報の提供

(1) 県営住宅に関する情報の提供

業務内容等	相談方法・日時等	所在地・電話番号等
○県営住宅の申込に関する説明、受付業務 ○県営住宅の管理、修繕に関する業務	○電話・窓口受付 月～金 9:00～17:45 (土日、祝日、年末年始を除く)	※秋田市・男鹿市・潟上市内の県営住宅 【(一財)秋田県建築住宅センター】 ・代表電話 018-836-7850 ・〒010-0001 秋田市中通二丁目3番8号 アトリオン5階
○各管轄区域内の県営住宅情報提供	○電話・窓口受付 月～金 8:30～17:15 (土日、祝日、年末年始を除く)	※大館市・能代市内の県営住宅 ○北秋田地域振興局建設部建築課 ・代表電話 0186-63-2531 ・〒018-3393 北秋田市鷹巣字東中岱76番地の1 ※秋田市・男鹿市・潟上市・由利本荘市・にかほ市内の県営住宅 ○秋田地域振興局建設部建築課 ・代表電話 018-860-3490 ・〒010-0951 秋田市山王四丁目1番2号 ※大仙市・横手市・湯沢市内の県営住宅 ○仙北地域振興局建設部建築課 ・代表電話 0187-63-3113 ・〒014-0062 大仙市大曲上栄町13番62号

6. 労働に関する相談

- (1) 県の労働相談窓口
- (2) 秋田労働局の総合労働相談窓口
- (3) 職業指導・職業紹介
- (4) キャリアカウンセラーによる就職支援等
- (5) 求職者に対する職業訓練等
- (6) ひとり親家庭の母等に対する就業・養育費等相談支援
- (7) 労働関係紛争の調整や不当労働行為の救済申立て等

(1) 県の労働相談窓口

業務内容等	相談方法・日時等	所在地・電話番号等
○解雇、賃金等各種労働問題についての相談窓口等の情報提供	○電話・面接相談(無料) 月～金 8:30～17:15 (土日、祝日、年末年始を除く)	【県産業労働部雇用労働政策課】 ・代表電話 018-860-2334 ・〒010-8572 秋田市山王三丁目1番1号

(2) 秋田労働局の総合労働相談窓口

業務内容等	相談方法・日時等	所在地・電話番号等
○解雇、賃金引き下げ、職場の男女差別、育児・介護休業、ハラスメント等各種労働問題に関する相談、情報提供	○電話・面接相談(無料) 月～金 8:30～17:15 (土日、祝日、年末年始を除く)	<p>【総合労働相談コーナー】</p> <p>○秋田労働局 雇用環境・均等室 ・代表電話 018-862-6684 ・〒010-0951 秋田市山王七丁目1番3号 秋田合同庁舎4階 ・ホームページ https://jsite.mhlw.go.jp/akita-rooudoukyoku/home.html</p> <p>○秋田 ・直通電話 018-801-0821 ・〒010-0951 秋田市山王七丁目1番4号 秋田第二合同庁舎2階秋田労働基準監督署内</p> <p>○能代 ・代表電話 0185-52-6151 ・〒016-0895 能代市末広町4-20 能代合同庁舎3階 能代労働基準監督署内</p> <p>○大館 ・代表電話 0186-42-4033 ・〒017-0897 大館市字三ノ丸6番2号 大館労働基準監督署内</p> <p>○横手 ・代表電話 0182-32-3111 ・〒013-0033 横手市旭川一丁目2番23号 横手労働基準監督署内</p> <p>○大曲 ・代表電話 0187-63-5151 ・〒014-0063 大仙市大曲日の出町一丁目3番4号 大曲法務合同庁舎1階大曲労働基準監督署内</p> <p>○本荘 ・代表電話 0184-22-4124 ・〒015-0874 由利本荘市給人町17番本荘合同庁舎2階 本荘労働基準監督署内</p>

(3) 職業相談・職業紹介

業務内容等	相談方法・日時等	所在地・電話番号等
○職業相談 ○職業紹介	<p>○電話・面接相談(無料) 月～金 8:30～17:15 (土日、祝日、年末年始を除く)</p> <p>※ハローワークプラザアトリオン 開庁時間 月、水、金曜日 9:00～17:15 火、木曜日 9:00～18:30 原則第2第4土曜日 10:00～17:00 第2・第4土曜日以外の 土曜日、日曜日、祝日、 年末年始は休み</p>	<p>【公共職業安定所(ハローワーク)】 ○秋田 ・代表電話 018-864-4111 ・〒010-0065 秋田市茨島一丁目12番16号</p> <p>◇ハローワークプラザ アトリオン ・代表電話 018-836-7820 ・〒010-0001 秋田市中通二丁目3番8号 アトリオン3F</p> <p>○男鹿出張所 ・代表電話 0185-23-2411 ・〒010-0511 男鹿市船川港船川字新浜町1番地3</p> <p>○能代 ・代表電話 0185-54-7311 ・〒016-0851 能代市緑町5番29号</p> <p>○大館 ・代表電話 0186-42-2531 ・〒017-0046 大館市清水1丁目5番20号</p> <p>○鷹巣出張所 ・代表電話 0186-60-1586 ・〒018-3331 北秋田市鷹巣字東中岱26番地1</p> <p>○大曲 ・代表電話 0187-63-0335 ・〒014-0034 大仙市大曲住吉町33番3号</p> <p>○角館出張所 ・代表電話 0187-54-2434 ・〒014-0372 仙北市角館町小館32番3号</p> <p>○本荘 ・代表電話 0184-22-3421 ・〒015-0013 由利本荘市石脇字田尻野18番1号</p> <p>○横手 ・代表電話 0182-32-1165 ・〒013-0033 横手市旭川一丁目2番26号</p> <p>○湯沢 ・代表電話 0183-73-6117 ・〒012-0033 湯沢市清水町四丁目4番3号</p> <p>○鹿角 ・代表電話 0186-23-2173 ・〒018-5201 鹿角市花輪字荒田82番地4</p>

(4) キャリアカウンセラーによる就職支援等

業務内容等	相談方法・日時等	所在地・電話番号等
○カウンセリングによる就職支援	<p>※ご利用は無料です 月～金曜日(土日、祝日休み) 9:00～17:00</p> <p>・北部サテライト 月～金曜日(土日、祝日休み) 9:30～12:00 13:00～17:30</p> <p>・南部サテライト 月～金曜日(土日、祝日休み) 9:30～17:30</p>	<p>○あきた就職活動支援センター ・カウンセリングコーナー直通 018-892-7701 ・〒010-1413 秋田市御所野地蔵田三丁目1-1 秋田テルサ3F ・ホームページ https://syukatsu-akita.jp/</p> <p>○北部サテライト ・代表電話 0186-44-5100 ・〒017-0044 大館市御成町三丁目7番58号 いとく大館ショッピングセンター3F</p> <p>○南部サテライト ・代表電話 0182-35-6005 ・〒013-0043 横手市安田字向田147 イオン横手店2F</p>

(5) 求職者に対する職業訓練等

業務内容等	相談方法・日時等	所在地・電話番号等
○職業訓練 ○職業訓練受講相談	○各訓練等の日程による	【ポリテクセンター秋田】 ・代表電話 018-873-3178(訓練課) ・〒010-0101 渕上市天王字上北野4番地143 ・ホームページ https://www3.jeed.go.jp/akita/poly/
○職業訓練	○各訓練などの日程による	【鷹巣技術専門校】 ・代表電話 0186-62-1626 ・〒018-3301 北秋田市綴子字街道下191 ----- 【秋田技術専門校】 ・代表電話 018-895-7166 ・〒010-1623 秋田市新屋町字砂奴寄4番地53 ----- 【大曲技術専門校】 ・代表電話 0187-62-2457 ・〒014-0052 大仙市大曲川原町2番30号

(6) ひとり親家庭の母等に対する就業・養育費等相談支援

業務内容等	相談方法・日時等	所在地・電話番号等
○養育費等相談 (弁護士無料相談もあります) ○就業相談・求人情報提供 ○就業支援講習会 (パソコン・経理・介護・調理・ 就業支援セミナー)	○窓口・電話等相談(無料) 月～金 8:30～17:00 (土日、祝日、年末年始を除く) ※養育費相談は予約により 土日も相談可 ○弁護士相談(1時間無料) (要予約)	【秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センター】 ・代表電話 018-896-1531 ・〒010-0922 秋田市旭北栄町1番5号 秋田県社会福祉会館5階 ・ホームページ http://akita-boshi.jp/

(7) 労働関係紛争の調整や不当労働行為の救済申立て等

業務内容等	相談方法・日時等	所在地・電話番号等
○労働争議の調整(あっせん・ 調停・仲裁) ○個別労働関係紛争解決の あっせん ○不当労働行為の救済申立て、 労働組合の資格審査 ※手続は全て無料	○電話・窓口受付 月～金 8:30～17:15 (土日、祝日、年末年始を除く)	【労働委員会事務局】 ・代表電話 018-860-3282 ・〒010-0951 秋田市山王四丁目1番2号
○個別労働関係紛争の助言、 あっせん等(無料) ○パワハラ、セクハラ、育児・ 介護休業等に関するトラブル 解決のための援助、調停 (無料)	○電話・窓口受付 月～金 8:30～17:15 (土日、祝日、年末年始を除く)	【秋田労働局 雇用環境・均等室】 ・代表電話 018-862-6684 ・〒010-0951 秋田市山王七丁目1番3号 秋田合同庁舎4階

7. 子どもに関する相談

- (1) 警察の子ども相談窓口
- (2) 県の子ども相談窓口
- (3) 教育機関等が行う学校教育問題全般に関する相談
- (4) 市町村の相談窓口
- (5) 弁護士会が行う子ども人権相談
- (6) 法務局が行う子ども人権相談

(1) 警察の子ども相談窓口

業務内容等	相談方法・日時等	所在地・電話番号等
○非行・交友関係・異性問題 ・いじめ・家庭問題等に関する相談	○電話・面接相談(無料) 平日(月～金 8:30～17:15) 上記以外は当直が対応	【警察本部少年サポートセンター】 ・「やまびこ電話」 018-824-1212 ・〒010-0951 秋田市山王四丁目1番5号 ・ホームページ https://www.police.pref.akita.lg.jp/kenkei/consultation
		○鹿角警察署 ・代表電話 0186-23-3321 ・〒018-5201 鹿角市花輪字向畑100番地
		○大館警察署 ・代表電話 0186-42-4111 ・〒017-0864 大館市根下戸新町1番70号
		○北秋田警察署 ・代表電話 0186-62-1245 ・〒018-3331 北秋田市鷹巣字下家下1番地
		○能代警察署 ・代表電話 0185-52-4311 ・〒016-0811 能代市日吉町1番24号
		○五城目警察署 ・代表電話 018-852-4100 ・〒018-1721南秋田郡五城目町字七倉178番地の4
		○男鹿警察署 ・代表電話 0185-23-2233 ・〒010-0511男鹿市船川港船川字新浜町1番地の4
		○秋田臨港警察署 ・代表電話 018-845-0141 ・〒011-0945 秋田市土崎港西三丁目1番8号
		○秋田中央警察署 ・代表電話 018-835-1111 ・〒010-0875 秋田市千秋明徳町1番9号
		○秋田東警察署 ・代表電話 018-825-5110 ・〒010-1407秋田市上北手百崎字内山60番地2
		○由利本荘警察署 ・代表電話 0184-23-4111 ・〒015-0817 由利本荘市中町27番地
		○大仙警察署 ・代表電話 0187-63-3355 ・〒014-0063大仙市大曲日の出町一丁目1番30号
		○仙北警察署 ・代表電話 0187-53-2111 ・〒014-0378 仙北市角館町西野川原34番地の6

業務内容等	相談方法・日時等	所在地・電話番号等
○非行・交友関係・異性問題 ・いじめ・家庭問題等に関する相談	○電話・面接相談(無料) 月～金 8:30～17:15 上記以外は当直が対応	○横手警察署 ・代表電話 0182-32-2250 ・〒013-0043 横手市安田字越廻71番地 ○湯沢警察署 ・代表電話 0183-73-2127 ・〒012-0857 湯沢市千石町一丁目3番5号

(2) 県の子ども相談窓口

業務内容等	相談方法・日時等	所在地・電話番号等
○育児・非行・心身障害・性格上の問題・情緒不安定 ・いじめ・虐待等に関する相談	○電話相談 24時間・365日対応 (休日・夜間は中央児童相談所につながります。)	【北児童相談所】 ・代表電話 0186-52-3956 ・〒018-5601大館市十二所字平内新田237番地1 北秋田地域振興局大館福祉環境部内
※児童相談所では虐待等による緊急の保護も行う	○面接相談(要予約) 代表電話対応 月～金 8:30～17:15 (土日、祝日、年末年始を除く) ○Eメール相談 (中央児童相談所のみ) 随時 ※ お急ぎの方は、電話相談を御利用ください。	【子ども・女性・障害者相談センター児童女性相談部(中央児童相談所)】 ○電話相談「電話相談よい子に」 フリーダイヤル 0120-42-4152 ○面接相談 〒010-0864 秋田市手形住吉町3番6号 代表電話 018-827-5200 ○Eメール相談 soudan@mail2.pref.akita.jp 【南児童相談所】 ・代表電話 0182-32-0500 ・〒013-8503 横手市旭川一丁目3番46号 平鹿地域振興局福祉環境部内
	○電話・面接相談(無料) 月～金 8:30～17:15 (土日、祝日、年末年始を除く)	【家庭児童相談室(各地域振興局福祉環境部内)】 ○大館 (北秋田地域振興局大館福祉環境部) ・代表電話 0186-52-3951 ・〒018-5601 大館市十二所字平内新田237番地1 ○山本 ・代表電話 0185-55-8020 ・〒016-0815 能代市御指南町1番10号
		○秋田 ・代表電話 018-855-5175 ・〒018-1402 潟上市昭和乱橋字古開172番1号
		○平鹿 ・代表電話 0182-32-3294 ・〒013-8503 横手市旭川一丁目3番46号

(3) 教育機関等が行う学校教育問題全般に関する相談

業務内容等	相談方法・日時等	所在地・電話番号等
○「すこやか電話」 不登校・いじめ・学校生活等 教育に関する相談電話 (フリーダイヤル)	○電話相談(無料) 月～金 8:30～17:00 (土日、祝日、年末年始を除く) ○面接相談(無料)(要予約) 月～金 9:00～16:00 (土日、祝日、年末年始を除く)	【総合教育センター】 ・相談専用フリーダイヤル 0120-377-804 ・面接申込み電話 018-873-7205 ・〒010-0101 潟上市天王字追分西29番76号 ・ホームページ https://www.akita-c.ed.jp/
※総合教育センターは面接相談有り	○電話相談(無料) 月～金 8:30～17:00 (土日、祝日、年末年始を除く)	【教育事務所】 ○北教育事務所 ・相談専用フリーダイヤル 0120-377-914 ・〒018-3331 北秋田市鷹巣字東中岱76番地の1 ○中央教育事務所 ・相談専用フリーダイヤル 0120-377-904 ・〒010-0951 秋田市山王四丁目1番2号 ○南教育事務所 ・相談専用フリーダイヤル 0120-377-943 ・〒013-0022 横手市四日町3番23号 横手市水道庁舎3F

業務内容等	相談方法・日時等	所在地・電話番号等
○学校における各種支援 ・スクールカウンセラー ・スクールソーシャルワーカー ・子供と親の相談 ・被害少年への学習支援 ・非行少年等の立ち直り支援	○電話・面接 月～金 8:30～17:00 (土日、祝日、年末年始を除く)	<p>【教育庁】</p> <p>○義務教育課 ・代表電話 018-860-5148 ・〒010-8580 秋田市山王三丁目1番1号</p> <p>○高校教育課 ・代表電話 018-860-5165 ・〒010-8580 秋田市山王三丁目1番1号</p>

(4) 市町村の相談窓口

業務内容等	相談方法・日時等	所在地・電話番号等
○子育てと女性の悩み、家庭教育等に関する相談	○電話・面接相談(無料) 月～土 9:00～18:00 (日、年末年始を除く)	<p>【秋田市子ども未来センター】</p> <p>・相談電話 子ども家庭 018-887-5339 女性の悩み 018-887-5698 ・〒010-8506 秋田市東通仲町4番1号 秋田拠点センターアルヴェ 5F 代表電話:018-887-5340 fax:018-887-5335</p>
○青少年にかかわる様々な悩みや心配ごとにに関する相談	<p>○電話・面談相談(無料) ○相談日 月～金 (土日、祝日、年末年始を除く) 月曜日 10:00～12:00 13:00～16:00 火～金 9:00～12:00 13:00～16:00</p> <p>○電話・面談相談(無料) ○相談日 月～金 9:00～17:00 (水、土日、祝日、年末年始 を除く)</p>	<p>【秋田市少年指導センター】</p> <p>・わかくさ相談電話(専用電話) 018-884-3868 ・代表電話 018-884-3869 ・〒010-8506 秋田市東通仲町4番1号 秋田拠点センターアルヴェ5F</p> <p>【大館市少年相談センター】</p> <p>・相談専用フリーダイヤル 0120-110-624 ・代表電話 0186-42-0769 ・〒017-0822 大館市字桜町南45番地1 (中央公民館内)</p>

(5) 弁護士会が行う子ども人権相談

業務内容等	相談方法・日時等	所在地・電話番号等
○「子どもの人権に関する無料法律相談」	○面接相談(初回無料・要予約) ○予約受付 月～金 9:30～16:30 (土日、祝日、年末年始を除く)	<p>【秋田弁護士会】</p> <p>・専用電話 018-896-5599 ・〒010-0951 秋田市山王六丁目2番7号 ・ホームページ https://akiben.jp/</p>

(6) 法務局が行う子ども人権相談

業務内容等	相談方法・日時等	所在地・電話番号等
○いじめや体罰等の子どもの人権問題に関する相談	○電話・面接相談(無料) 月～金 8:30～17:15 (土日、祝日、年末年始を除く)	<p>【秋田地方法務局】</p> <p>○人権擁護課 ・「子どもの人権110番」 全国共通フリーダイヤル 0120-007-110 ・〒010-0951 秋田市山王七丁目1番3号 秋田合同庁舎2階</p> <p>【各支局】</p> <p>○大館 ・代表電話 0186-42-6514 ・〒017-0804 大館市柄沢字狐台7番地73</p> <p>○能代 ・代表電話 0185-54-4111 ・〒016-0803 能代市大町5番36号</p> <p>○本荘 ・代表電話 0184-22-1200 ・〒015-0874 由利本荘市給人町17番 本荘合同庁舎</p> <p>○大曲 ・代表電話 0187-63-2100 ・〒014-0034 大仙市大曲住吉町1番45号</p>

8. 女性、男女間暴力、性犯罪、性暴力に関する相談

- (1) 警察が行う性犯罪等に関する相談
- (2) 県が行う性暴力被害に関する相談
- (3) 県が行う女性が抱える問題・さまざまな悩みに関する相談、配偶者暴力相談
- (4) 法務局が行う女性人権相談
- (5) 県内の産婦人科医による性犯罪被害者等の保護
- (6) 特定の性犯罪及びストーカー行為の被害者に対する治療費及び再被害防止等のための転居費用等の補助

(1) 警察が行う性犯罪等に関する相談

業務内容等	相談方法・日時等	所在地・電話番号等
○「性犯罪被害相談電話」 (電話相談)	○電話相談(無料) 平日(月～金 8:30～17:15) ※上記以外は当直が対応	【警察本部捜査第一課】 〒010-0951 秋田市山王四丁目1番5号 ・#8103(ハートさん) ・0120-028-110(フリーダイヤル) ・ホームページ https://www.police.pref.akita.lg.jp/kenkei/consultation
○「性犯罪相談室」 (面接相談)	○面接相談(無料) 平日(月～金 8:30～17:15) ※上記以外は当直が対応	

(2) 県が行う性暴力被害に関する相談

業務内容等	相談方法・日時等	所在地・電話番号等
○性暴力被害に関する相談 (電話、面接、メール) ○AV出演被害に関する相談 (電話、面接、メール) ○医療機関や警察等への付添 ○産婦人科医療機関の紹介や検査費用等の助成等 ○臨床心理士等によるカウンセリング等(要予約) ○弁護士等の紹介等	○電話相談(無料) 平日(月～金 10:00～19:00) ※土・日・祝及び年末年始を除きます。 ※上記以外の時間帯は、国のコールセンターにつながります。 ○面接相談(無料) ※電話のうえ、来所してください。 こちらから出向くこともできます。	「ほっとハートあきた」 (あきた性暴力被害者サポートセンター) ・全国共通電話 #8891(はやくワンストップ) ただしNTTひかり電話からは 0120-8891-77 ・E-mail hotheart-akita@vega.ocn.ne.jp ・ホームページ「美の国あきた」 https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/28676

「ほっとハートあきた」とは

- ひとりで悩み苦しんでいる性暴力被害者を支援するため、秋田県が設置する相談センターです。
- ほっとハートあきたでは、被害者の意思を尊重しながら、医療機関、関係機関と連携・協力して、少しでも早く心身の負担を軽減し、健康が回復されるように、必要な支援を行います。

(3) 県が行う女性が抱える問題・さまざまな悩みに関する相談、配偶者暴力相談

業務内容等	相談方法・日時等	所在地・電話番号等
○配偶者等からの暴力の被害 女性の相談 ○離婚問題など女性が抱える 悩みごと相談	○電話相談 月～金 8:30～21:00 土日祝日 9:00～18:00 (年末年始を除く) ○面接相談(要予約) 月～金 8:30～17:15 (土日、祝日、年末年始を除く) ○Eメール相談 随時 ※ お急ぎの方は、電話相談を 御利用ください。	【子ども・女性・障害者相談センター児童女性相談部 (女性相談所)(配偶者暴力相談支援センター)】 ○電話相談 ・女性ダイヤル相談 018-835-9052 ・DVホットライン 0120-783-251(DV緊急用) ○面接相談 〒010-0864 秋田市手形住吉町3番6号 電話 018-835-9052 ○Eメール相談 jyosou@mail2.pref.akita.jp
○「配偶者暴力相談支援センター」 ・相談(電話、面接) ・暴力等による一時保護に関する 支援	○電話・面接相談(相談無料) ・月～金 8:30～17:15 ・定休日 土日、祝日、年末年始 ・月～金 8:30～17:15 ・定休日 土日、祝日、年末年始 ・月～金 8:30～17:15 ・定休日 土日、祝日、年末年始 ・月、水、金 8:30～17:15 ・火 8:30～15:15 ・定休日 木、土、日、祝日、年末年始	【各福祉事務所】 ○北福祉事務所 ・電話 0186-52-3951 ・〒018-5601 大館市十二所字平内新田237-1 ○山本福祉事務所 ・電話 0185-55-8020 ・〒016-0815 能代市御指南町1番10号 ○中央福祉事務所 ・電話 018-855-5175 ・〒018-1402潟上市昭和乱橋字古開172-1 ○南福祉事務所 ・電話 0182-32-3294 ・〒013-8503 横手市旭川一丁目3番46号
○女性相談員による女性の抱える 問題・悩みや配偶者暴力に関する 相談	○電話・面接相談(無料) ・月、水、木、金 8:30～16:45 ・非勤日 火、土、日、祝日、年末年始 ○電話・面接相談(相談無料) ・月、水～金 8:30～16:45 ・非勤日 火、土、日、祝日、年末年始 ○電話・面接相談(相談無料) ・月、火、木 8:30～17:15 ・金 8:30～15:15 ・非勤日 水、土、日、祝日、年末年始	○中央男女共同参画センター [ハーモニー相談室] ・電話 018-836-7846 ・〒010-0001 秋田市中通2丁目3-8 【地域振興局福祉環境部】 ○北秋田地域振興局鷹巣阿仁福祉環境部(駐在先) ・電話 0186-62-1256 ・〒018-3393 北秋田市鷹巣字東中岱76番地の1 ○由利地域振興局福祉環境部(駐在先) ・電話 0184-22-4120 ・〒015-0885 由利本荘市水林408 ○仙北地域振興局福祉環境部(駐在先) ・電話 0187-63-3403 ・〒014-0062 大仙市大曲上栄町13-62

(4) 法務局が行う女性人権相談

業務内容等	相談方法・日時等	所在地・電話番号等
○女性に対する暴力、セクシャル ハラスメント等の女性に関する 人権相談	○電話・面接相談(相談無料) 月～金 8:30～17:15 (土日、祝日、年末年始を除く)	【秋田地方法務局】 ○人権擁護課 ・「女性の人権ホットライン」 全国共通ナビダイヤル 0570-070-810 ・〒010-0951 秋田市山王七丁目1番3号 秋田合同庁舎2階 【各支局】 ○大館 ・代表電話 0186-42-6514 ・〒017-0804 大館市柄沢字狐台7番地73 ○能代 ・代表電話 0185-54-4111 ・〒016-0803 能代市大町5番36号 ○本荘 ・代表電話 0184-22-1200 ・〒015-0874 由利本荘市給人町17番 本荘合同庁舎 ○大曲 ・代表電話 0187-63-2100 ・〒014-0034 大仙市大曲住吉町1番45号

(5) 県内の産婦人科医による性犯罪被害者等の保護

業務内容等	相談方法・日時等	所在地・電話番号等
○性犯罪被害者の診察及び保護	○各産婦人科医療機関の診療 時間に準ずる	【秋田県産婦人科医会】 ・018-884-6163 ・〒010-8543 秋田市本道一丁目1番1号 秋田大学医学部産科婦人科学講座内

(6) 特定の性犯罪及びストーカー行為の被害者に対する治療費及び再被害防止等のための転居費用等の補助

業務内容等	相談方法・日時等	所在地・電話番号等
○怪我の治療費、再被害防止等のための転居費用等の特別支援	○電話相談(無料) 月～金 10:00～16:00 (土日、祝日、年末年始を除く) ○面接相談(無料)(要予約) ※電話相談の結果、必要と認められる場合に行います。	【(公社)秋田被害者支援センター】 ・全国共通電話 #8891(はやくワンストップ) ただしNTTひかり電話からは 0120-8891-77 ・事務局電話 018-893-5935 ・〒010-0922 秋田市旭北栄町1番5号 秋田県社会福祉会館本館4階 ・ホームページ https://www.avv.or.jp

9. 精神保健に関する相談

- (1) 精神保健に関する相談窓口
- (2) 心の健康に関する相談窓口
- (3) 心の悩みに関する相談窓口

(1) 精神保健に関する相談窓口

業務内容等	相談方法・日時等	所在地・電話番号等
○こころの病気やこころの健康、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存、思春期問題、精神保健福祉全般に関する相談	○電話相談 月～金 9:00～16:00 土・日・祝日 10:00～16:00 (年末年始を除く) ○面接相談(要予約) 月～金 9:00～16:00 (土日、祝日、年末年始を除く)	【子ども・女性・障害者相談センター精神保健福祉部(精神保健福祉センター)】 ○電話相談 「こころの電話相談」 018-831-3939 ○面接相談 〒010-0864 秋田市手形住吉町3番6号 「こころの健康相談」 018-831-3946

(2) 心の健康に関する相談窓口

業務内容等	相談方法・日時等	所在地・電話番号等
○心と体に関する一般健康相談 ○医師等による専門相談	○電話相談(無料) 月～金 8:30～17:15 (土日、祝日、年末年始を除く) ○専門医による相談(無料) (要予約) 月1～2回実施 ※専門相談の日時は、それぞれ異なるので、各部に問い合わせてください。	【各保健所】 ○大館 ・代表電話 0186-52-3955 ・〒018-5601 大館市十二所字平内新田237番地1 北秋田地域振興局大館福祉環境部 ○北秋田 ・代表電話 0186-62-1165 ・〒018-3393 北秋田市鷹巣字東中岱76番地の1 北秋田地域振興局鷹巣阿仁福祉環境部 ○能代 ・代表電話 0185-55-8023 ・〒016-0815 能代市御指南町1番10号 山本地域振興局福祉環境部 ○秋田中央 ・代表電話 018-855-5171 ・〒018-1402 潟上市昭和乱橋字古開172番1号 秋田地域振興局福祉環境部 ○由利本荘 ・代表電話 0184-22-4120 ・〒015-0885 由利本荘市水林408番地 由利地域振興局福祉環境部 ○大仙 ・代表電話 0187-63-3403 ・〒014-0062 大仙市大曲上栄町13番62号 仙北地域振興局福祉環境部

業務内容等	相談方法・日時等	所在地・電話番号等
○心と体に関する一般健康相談 ○医師等による専門相談	○電話相談(無料) 月～金 8:30～17:15 (土日、祝日、年末年始を除く) ○専門医による相談(無料) (要予約) 月1～2回実施 ※専門相談の日時は、それぞれ異なるので、各部に問い合わせてください。 ○電話相談(無料) 月～金 8:30～17:00 (土日、祝日、年末年始を除く)	○横手 ・代表電話 0182-32-4005 ・〒013-8503 横手市旭川一丁目3番46号 平鹿地域振興局福祉環境部 ○湯沢 ・代表電話 0183-73-6155 ・〒012-0857 湯沢市千石町二丁目1番10号 雄勝地域振興局福祉環境部 ○秋田市 ・代表電話 018-883-1180 ・〒010-0976 秋田市八橋南一丁目8番3号 ※臨床心理士による相談も実施しています。 (要予約・週1回実施)

(3) 心の悩みに関する相談窓口

業務内容等	相談方法・日時等	所在地・電話番号等
○ボランティア相談員によるさまざま な心の悩みに関する相談	○電話相談(無料) 毎日(土日、祝日含む) 12:00～20:30 (12/29～1/3を除く)	【特定非営利活動法人 秋田いのちの電話】 ・相談電話(専用) 018-865-4343

10. 高齢者に関する相談

(1) 高齢者の日常生活の心配ごと、悩みごとに関する相談

業務内容等	相談方法・日時等	所在地・電話番号等
○一般相談 ・くらしの一般相談、 ・保健・介護相談 ・福祉用具相談 ○専門相談 ・法律相談 (相続・遺言、金銭貸借等) ・人生相談 (人間関係、生きがい等) ・高齢者権利擁護相談 (虐待、成年後見、財産管理等)	○電話・面接・手紙・メール相談 (無料) ○一般相談 月～金 9:00～17:00 (土、日、祝日、12月29日～ 1月3日を除く) ○専門相談(要予約) ・法律相談 第2・4火曜 13:00～16:00 ・人生相談 第1水曜 13:00～16:00 ・高齢者権利擁護相談 第3木曜 13:00～16:00 ※専門相談は、相談日が祝日等の時は、別途指定した日となります。	【秋田県高齢者総合相談・生活支援センター】 ・電話 018-824-4165 ・〒010-0922 秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館内 ・ホームページ https://www.akitakenshakyo.or.jp/ ・FAX 018-864-2742

11. 消費生活に関する相談

- (1) 警察の消費生活相談窓口
- (2) 県の消費生活相談窓口
- (3) 市町村の消費生活相談窓口
- (4) 多重債務相談窓口

(1) 警察の消費生活相談窓口

実施機関名・業務内容	相談方法・日時等	所在地・電話番号等
○「サラ金」「ヤミ金融」に関する相談 ○「押しつけ商法」「催眠商法」など悪質商法に関する相談 ○コンピューターやネットワークを悪用した犯罪に関する相談	○電話・面接相談(無料) 平日(月～金 8:30～17:15) 上記以外は当直が受付	<p>【警察本部県民安全相談センター】 ・専用電話 018-864-9110 (または#9110) ・代表電話 018-863-1111 ・〒010-0951 秋田市山王四丁目1番5号</p> <p>【警察本部サイバー犯罪対策課】 ・「サイバー犯罪相談電話」 018-865-8110 ・代表電話 018-863-1111 ・〒010-0951 秋田市山王四丁目1番5号</p> <hr/> <p>○鹿角警察署 ・代表電話 0186-23-3321 ・〒018-5201 鹿角市花輪字向畠100番地</p> <hr/> <p>○大館警察署 ・代表電話 0186-42-4111 ・〒017-0864 大館市根下戸新町1番70号</p> <hr/> <p>○北秋田警察署 ・代表電話 0186-62-1245 ・〒018-3331 北秋田市巣鴨字下家下1番地</p> <hr/> <p>○能代警察署 ・代表電話 0185-52-4311 ・〒016-0811 能代市日吉町1番24号</p> <hr/> <p>○五城目警察署 ・代表電話 018-852-4100 ・〒018-1721 南秋田郡五城目町字七倉178番地の4</p> <hr/> <p>○男鹿警察署 ・代表電話 0185-23-2233 ・〒010-0511 男鹿市船川港船川字新浜町1番地の4</p> <hr/> <p>○秋田臨港警察署 ・代表電話 018-845-0141 ・〒011-0945 秋田市土崎港西三丁目1番8号</p> <hr/> <p>○秋田中央警察署 ・代表電話 018-835-1111 ・〒010-0875 秋田市千秋明徳町1番9号</p> <hr/> <p>○秋田東警察署 ・代表電話 018-825-5110 ・〒010-1407 秋田市上北手百崎字内山60番地2</p> <hr/> <p>○由利本荘警察署 ・代表電話 0184-23-4111 ・〒015-0817 由利本荘市中町27番地</p> <hr/> <p>○大仙警察署 ・代表電話 0187-63-3355 ・〒014-0063 大仙市大曲日の出町一丁目1番30号</p> <hr/> <p>○仙北警察署 ・代表電話 0187-53-2111 ・〒014-0378 仙北市角館町西野川原34番地の6</p> <hr/> <p>○横手警察署 ・代表電話 0182-32-2250 ・〒013-0043 横手市安田字越廻71番地</p> <hr/> <p>○湯沢警察署 ・代表電話 0183-73-2127 ・〒012-0857 湯沢市千石町一丁目3番5号</p>

(2) 県の消費生活相談窓口

実施機関名・業務内容	相談方法・日時等	所在地・電話番号等
○「商品」や「サービス」の購入に 係る問い合わせやトラブル及び 多重債務に関する相談	○電話・面接相談(無料) 月～金 9:00～17:00 (土日、祝日、年末年始を除く)	【県生活センター】 ・専用電話 018-835-0999 ・〒010-0001 秋田市中通二丁目3番8号 アトリオン7階
	○電話・面接相談(無料) 月～金 9:00～17:00 (土日、祝日、年末年始を除く)	【県生活センター北部消費生活相談室】 ・専用電話 0186-45-1040 ・〒017-0843 大館市字中町5 (旧正札竹村ビル1階)
	○電話・面接相談(無料) 月～金 9:00～17:00 (土日、祝日、年末年始を除く)	【県生活センター南部消費生活相談室】 ・専用電話 0182-45-6104 ・〒013-8502 横手市旭川一丁目3番41号 (平鹿地域振興局1階)

(3) 市町村の消費生活相談窓口

実施機関名・業務内容	相談方法・日時等	所在地・電話番号等
○「商品」や「サービス」の購入に 係る問い合わせやトラブルに関 する相談	○電話・面接相談(無料) ○受付 月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く) ※受付時間は、市町村によって 若干異なる場合があります。	○鹿角市 消費生活センター ・電話 0186-30-0258 ・〒018-5292 鹿角市花輪字荒田4番地1
		○小坂町 観光産業課 観光商工班 ・電話 0186-29-3908 ・〒017-0292 鹿角郡小坂町小坂字上谷地41番地1
		○大館市 消費生活センター ・電話 0186-43-7045 ・〒017-8555 大館市字中城20番地
		○北秋田市 消費生活センター ・電話 0186-62-6628 ・〒018-3392 北秋田市花園町19番1号
		○上小阿仁村 住民福祉課 住民福祉班 ・電話(代) 0186-77-2222 ・〒018-4494 北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原118番地
		○能代市 消費生活センター ・電話 0185-89-2939 ・〒016-8501 能代市上町1番3号
		○三種町 商工観光交流課 商工係 ・電話 0185-85-4830 ・〒018-2401 山本郡三種町鶴川字岩谷子8番地
		○八峰町 産業振興課 商工観光水産係 ・電話 0185-76-4605 ・〒018-2502 山本郡八峰町峰浜目名潟字目長田118番地
		○藤里町 町民課 町民福祉係 ・電話 0185-79-2113 ・〒018-3201 山本郡藤里町藤琴字藤琴8番地
		○男鹿市 生活環境課市民サービス班 ・電話 0185-24-9111 ・〒010-0595 男鹿市船川港船川字泉台66番地1
		○潟上市 消費生活センター ・電話 018-853-5370 ・〒010-0201 潟上市天王字棒沼台226番地1

実施機関名・業務内容	相談方法・日時等	所在地・電話番号等
○「商品」や「サービス」の購入に関する問い合わせやトラブルに関する相談	○電話・面接相談(無料) ○受付時間 基本的に 月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く) ※市町村によって若干異なる場合あり。	○五城目町 住民生活課 住民生活係 ・電話 018-852-5112 ・〒018-1792 南秋田郡五城目町西磯ノ目一丁目1番地1
		○八郎潟町 住民生活課 ・電話 018-875-5813 ・〒018-1692 南秋田郡八郎潟字大道80番地
		○井川町 町民生活課 住民生活班 ・電話 018-874-4416 ・〒018-1596 南秋田郡井川町北川尻字海老沢樋ノ口78番地1
		○大潟村 生活環境課 生活班 ・電話 0185-45-2115 ・〒010-0494 南秋田郡大潟村字中央1番1号
	○電話・面接相談(無料) ○受付時間 月～金 8:30～17:00 (祝日、年末年始を除く)	○秋田市 市民相談センター消費生活担当 ・代表電話 018-888-5648 ・〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
	○電話・面接相談(無料) ○受付時間 基本的に 月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く) ※市町村によって若干異なる場合あり。	○由利本荘市 消費生活センター ・電話 0184-24-6251 ・〒015-8501 由利本荘市尾崎17番地
		○にかほ市 生活環境課 消費生活センター ・電話 0184-32-3043 ・〒018-0492 にかほ市平沢字鳥ノ子渕21番地
		○大仙市 生活環境課市民相談室 ・電話 0187-88-8039 ・〒014-0027 大仙市大曲通町8番36号Anbee大曲2階
		○仙北市 消費生活センター ・電話 0187-43-3313 ・〒014-0392 仙北市角館町中菅沢81番地8
		○美郷町 住民生活課 環境安全班 ・電話 0187-84-4903 ・〒019-1541 仙北郡美郷町土崎字上野乙170番地10
		○横手市 生活環境課くらしの相談係 ・電話 0182-32-2919 ・〒013-8601 横手市中央町8番2号
		○湯沢市 環境共生課 市民生活窓口班 ・電話 0183-72-0874 ・〒012-8501 湯沢市佐竹町1番1号
		○羽後町 町民生活課 ・電話 0183-62-2111 内118 ・〒012-1131 雄勝郡羽後町西馬音内字中野177番地
		○東成瀬村 企画課 ・電話 0182-47-3402 ・〒019-0801 雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下30番地1

(4) 多重債務相談窓口

実施機関名・業務内容	相談方法・日時等	所在地・電話番号等
○サラ金、クレジット等の多重債務、ヤミ金融問題等の相談	○面接(要予約、初回相談に限り無料) 月～金 9:00～17:00 土 10:00～12:00 ※電話による予約受付は、 月～金 9:30～16:30 (土日、祝日、年末年始を除く)	【秋田弁護士会(サラ金・クレジット相談センター)】 ・専用電話 018-896-5599 ・〒010-0951 秋田市山王六丁目2番7号 ・相談は県内各地で行っております。 詳細についてはお問い合わせください。 ・ホームページ https://akiben.jp/
	○面接相談(無料) 月 17:30～19:00 (司法書士相談) 水 18:00～20:00 土 13:00～16:00	【秋田なまはげの会】 ・代表電話(FAX兼用) 018-862-2253 ・〒010-0951 秋田市山王六丁目22番6号 ラポール山王郷A-1
	○面接、電話(無料) 月～金 8:30～16:30 (12:00～13:00を除く) (祝日、年末年始は除く)	【東北財務局 秋田財務事務所 理財課】 ・専用電話 018-862-4196 ・〒010-0951 秋田市山王七丁目1番4号 秋田第二合同庁舎3階

12. その他

- (1) 法務局
- (2) 秋田海上保安部
- (3) 全国健康保険協会秋田支部
- (4) 年金事務所
- (5) 秋田県司法書士会
- (6) 警察の被害相談電話一覧 (再掲)
- (7) 秋田県犯罪被害者支援センター (再掲)

(1) 法務局

業務内容等	相談方法・日時等	所在地・電話番号等
○家庭内や近隣間等様々な困りごと、心配ごとの相談	○電話・面接相談(無料) 月～金 8:30～17:15 (土日、祝日、年末年始を除く)	<p>【秋田地方法務局】 ○人権擁護課 ・「みんなの人権110番」 全国共通ナビダイヤル 0570-003-110 ・〒010-0951 秋田市山王七丁目1番3号 秋田合同庁舎2階 ※全国共通ナビダイヤルに電話すると、おかげになつた場所の最寄りの法務局につながります。</p> <p>【各支局】 ○大館 ・代表電話 0186-42-6514 ・〒017-0804 大館市柄沢字狐台7番地73</p> <p>○能代 ・代表電話 0185-54-4111 ・〒016-0803 能代市大町5番36号</p> <p>○本荘 ・代表電話 0184-22-1200 ・〒015-0874 由利本荘市給人町17番 本荘合同庁舎</p> <p>○大曲 ・代表電話 0187-63-2100 ・〒014-0034 大仙市大曲住吉町1番45号</p>

(2) 秋田海上保安部

業務内容等	相談方法・日時等	所在地・電話番号等
○海上で発生した犯罪の捜査や、被害を受けた方々の保護・支援を実施	○電話・面接相談(無料) 月～金 8:30～17:15 (土日、祝日、年末年始を除く)	<p>【秋田海上保安部】 ・電話 018-845-1621(管理課) ・〒011-0945 秋田市土崎港西一丁目7番35号 ・ホームページ https://www.kaiho.mlit.go.jp/02kanku/akita/</p>

(3) 全国健康保険協会(協会けんぽ) 秋田支部

業務内容等	相談方法・日時等	所在地・電話番号等
○主に中小企業で働く従業員やそのご家族が加入する健康保険の運営 (主な業務) ・被保険者証の交付 ・高額療養費や傷病手当金等の現金給付 ・保険診療等の現物給付 ・健診費用の補助	○電話・面接相談(無料) 月～金 8:30～17:15 (土日、祝日、年末年始を除く)	<p>【全国健康保険協会(協会けんぽ)秋田支部】 ・電話 018-883-1800 ・〒010-8507 秋田市旭北錦町5番50号 シティビル秋田2階</p>

(4) 年金事務所

秋田県内各年金事務所からのお知らせ

●県内相談窓口をご案内します●

年金事務所でのご相談			出張相談所でのご相談			
年金事務所 所在地・連絡先	受付時間	予約時間	出張相談所開催場所	予約の有無	開催日	開催時間
秋田年金事務所 〒010-8565 秋田市役戸野町4番5-20 ☎018-865-2392 ※自動音声でご案内しています。			男鹿市役所 男鹿市船川港船川字東台66-1	要予約 秋田年金事務所 (予約☎) 018-865-2392 自動音声案内「1」選択後 「2」を選択してください	第2・第4木曜日 (祝日はお休みとなります)	9:30~15:30
大曲年金事務所 〒014-0027 大仙市大曲通6-26 ☎0187-63-2296 ※自動音声でご案内しています。	・平日（月～金） 8:30~17:15 ・週初の開所日 8:30~19:00 ・第2土曜日 9:30~16:00	・平日（月～金） 8:30~16:00 ・週初の開所日 8:30~18:00 ・第2土曜日 9:30~15:00	横手市役所本庁舎1階 横手市中央町8-2	要予約 大曲年金事務所 (予約☎) 0187-63-2296 自動音声案内「1」選択後 「2」を選択してください	火曜日（隔週開催） (祝日はお休みとなります) ※開催日については 大曲年金事務所に お問い合わせください	9:30~15:00
鷹巣年金事務所 〒018-3312 北秋田市花園町18-1 ☎0186-62-1490 ※自動音声でご案内しています。			湯沢商工会議所 湯沢市柳町一丁目1-13	自動音声案内「1」選択後 「2」を選択してください	水曜日（隔週開催） (祝日はお休みとなります) ※開催日については 大曲年金事務所に お問い合わせください	10:00~15:00
本荘年金事務所 〒015-8505 由利本荘市表尾崎町2-2 ☎0184-24-1111 ※自動音声でご案内しています。	・平日（月～金） 8:30~17:15	・平日（月～金） 8:30~16:00	能代市役所本庁舎 能代市上町1-3	要予約 鷹巣年金事務所 (予約☎) 0186-62-1490 自動音声案内「5」を 選択してください	毎週火曜日 (祝日はお休みとなります)	9:30~15:30
街角の年金相談センター 秋田（オフィス） 〒010-8506 秋田市東通2番4-1 秋田駅点セントラルE2階 ☎018-834-5512 ※“お電話による年金相談”は 受け付けておりません。	・平日（月～金） 8:30~17:15	・平日（月～金） 8:30~16:00	大館市役所本庁舎 大館市字中城20	要予約 鷹巣年金事務所 (予約☎) 0186-62-1490 自動音声案内「5」を 選択してください	毎週木曜日 (祝日はお休みとなります)	
相談にお越しの際は・・・			・年金証書、年金振込通知書、年金手帳(基礎年金番号通知書)、個人番号カードなど本人であることが確認できる書類が必要となります。 ・また、本人以外の方が相談される場合には、本人からの委任状とお見えになる方の本人確認ができる身分証明書(運転免許証等)が必要となります。			

年金のご相談は、ぜひ予約をご利用ください！！

予約の申し込みは「予約受付専用電話」へ！
0570-05-4890

※『出張相談所のご予約』は、出張相談所の住所地を管轄する年金事務所へ直接お申込みください。

(5) 秋田県司法書士会

業務内容等	相談方法・日時等	所在地・電話番号等
<p>○相続等による不動産や会社法人の登記手続きの代理、簡易裁判所における民事事件の訴訟代理（140万円を超えない）裁判所・検察庁・法務局に提出する書類の作成</p>	<p>○面談による相談、電話による相談とも事前予約が必要（無料） ○事前予約専用番号 018-824-0055 月～金 9:00～17:00 （土日、祝日、年末年始を除く） ○電話相談日・時間 月～金 13:00～15:00 ※電話相談は、担当司法書士の事務所で実施 ※面談は各会場で違うため、予約時に秋田県司法書士会に確認 （土日、祝日、年末年始を除く）</p>	<p>【秋田県司法書士会】 ・電話 018-824-0187 ・〒010-0951 秋田市山王六丁目3番4号</p>

(6) 警察の被害相談電話一覧

業務内容等	相談先・電話番号等	
警察安全相談	警察本部県民安全相談センター	018-864-9110 または #9110
少年に関する相談	やまびこ電話	FAX兼用 018-824-1212
サイバー犯罪に関する相談	サイバー犯罪相談電話	018-865-8110
性犯罪被害等に関する相談	性犯罪被害相談電話	0120-028-110(フリーダイヤル) または #8103(ハートさん)

(7) (公社) 秋田被害者支援センター（再掲）

業務内容等	相談方法・日時等	所在地・電話番号等
<p>○犯罪被害等に関する相談（電話、面接） ○病院・法廷への付添い等直接的支援 ○傷害、強盗致傷、特定の性犯罪及びストーカー行為の被害者に対して一定の条件のもと治療費及び再被害防止等のための転居費用等の特別支援 ○犯罪被害者給付金申請の補助 ○自助グループへの支援</p>	<p>○電話相談(無料) 月～金 10:00～16:00 （土日、祝日、年末年始を除く） ○面接相談(無料)(要予約) ※電話相談の結果、必要と認められる場合に行います。</p>	<p>【(公社)秋田被害者支援センター】 ・相談電話 0120-62-8010(フリーダイヤル) ・事務局電話 018-893-5935 ・〒010-0922 秋田市旭北栄町1番5号 秋田社会福祉会館本館4階 ・ホームページ http://www.avs.or.jp</p>

※秋田被害者支援センターは、秋田県公安委員会指定の犯罪被害者等早期援助団体です。



犯罪被害者等支援ハンドブック —令和5年度版—

令和5年7月

**発 行 秋田県生活環境部県民生活課
安全安心まちづくり・交通安全チーム
〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号
電話番号 018-860-1522**